

## 平成18年第4回防府市議会定例会会議録（その3）

平成18年12月12日（火曜日）

### 議事日程

平成18年12月12日（火曜日）

午前10時 開議

- 1 開 議
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 一般質問

本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

### 出席議員（30名）

1番	河 杉 憲 二 君	2番	原 田 洋 介 君
3番	久 保 玄 爾 君	4番	高 砂 朋 子 君
5番	斉 藤 旭 君	6番	横 田 和 雄 君
7番	弘 中 正 俊 君	8番	藤 本 和 久 君
9番	山 本 久 江 君	10番	重 川 恭 年 君
11番	三 原 昭 治 君	12番	木 村 一 彦 君
13番	安 藤 二 郎 君	14番	平 田 豊 民 君
15番	田 中 敏 靖 君	16番	藤 野 文 彦 君
17番	山 根 祐 二 君	18番	今 津 誠 一 君
19番	伊 藤 央 君	20番	松 村 学 君
21番	佐 鹿 博 敏 君	22番	大 村 崇 治 君
23番	河 村 龍 夫 君	24番	山 下 和 明 君
25番	馬 野 昭 彦 君	26番	深 田 慎 治 君
27番	山 田 如 仙 君	28番	中 司 実 君
29番	田 中 健 次 君	30番	行 重 延 昭 君

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市長	松浦正人君	助役	嘉村悦男君
副収入役	内藤和行君	財務部長	中村隆君
総務部長	浅田道生君	総務課長	岡本幸生君
生活環境部長	黒宰満君	産業振興部長	桑原正文君
土木都市建設部長	金子正幸君	土木都市建設部理事	藤本澄夫君
健康福祉部長	山下陽平君	教育長	岡田利雄君
教育次長	和田康夫君	水道事業管理者	吉田敏明君
水道局次長	井上孝一君	消防長	松永政己君
監査委員	大木孝好君		

事務局職員出席者

議会事務局長 檜垣健次君 議会事務局次長 徳富健司君

午前10時 開議

議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。16番、藤野議員、17番、山根議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

これより質問に入ります。最初は17番、山根議員。

〔17番 山根 祐二君 登壇〕

17番（山根 祐二君） おはようございます。公明党の山根でございます。本日最初の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初に、エコドライブ普及促進についてお尋ねいたします。

昨年、京都議定書が発効され、地球温暖化防止に向けて世界の人々が取り組みを始めました。この地球を美しい豊かな地球として守り、後世に渡していく使命が私たちにあるの

ではないでしょうか。我々一人ひとりにできることから始めて、そして積極的に取り組み、地球温暖化防止という意識を拡大していきたいものです。

さて、平成17年4月に環境省が京都議定書目標達成計画を発表し、その中で、環境に配慮した自動車使用の促進があります。その施策として、関係4省庁13のエコドライブ普及連絡会を中心に広報活動を行い、国民の意識向上を図り、エコドライブ普及のための環境整備を行うことが明記されております。

エコドライブとは、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用であります。本年6月、関係省庁は、重点的に推進すべき事業としてエコドライブ普及・推進アクションプランを取りまとめ、普及促進を図っております。本アクションプランは、地球温暖化の観点から、京都議定書の第1約束期間、2008年から2012年までに、国民の意識が向上し、エコドライブが十分普及、実施されることを目的とし、2006年度から2008年度までの3年間をエコドライブの重点的な普及推進期間として、政府、地方公共団体、関係団体、製造事業者、輸送事業者及びドライバー等が取り組む事項をまとめています。

具体的な事項としましては、1、エコドライブの定義の見直し、効果指標等の確定、2、エコドライブの普及・啓発活動、3、エコドライブ支援装置等の普及促進、4、エコドライブ評価システムの確立、5、地方公共団体及び関係団体との横断的取り組み、6、エコドライブ普及推進に必要な調査等があります。

エコドライブの実施はドライバーの意識による部分が非常に大きく、また瞬時に効果がわかりにくいものです。そのため、エコドライブの普及・啓発には、ドライバーへの意識向上を図り、またその効果をわかりやすく提示する必要があります。したがって、関係者と連携をとりながら、さまざまな媒体を利用して普及・啓発活動を行っていくことが必要です。

本市としましても、この普及・啓発活動に参加し、市民の地球温暖化防止の意識の向上を図るべきと考えます。この点についていかがお考えでしょうか。

エコドライブの実践として、アイドリングストップがあります。アイドリングストップとは、信号待ちや荷物の上げおろしなどの駐車時に、自動車のエンジンを停止させておくことです。都市部などでの大気汚染やヒートアイランド現象、二酸化炭素など温室効果ガスの排出による地球温暖化が年々深刻化していますが、都市部などで大気汚染を引き起こす窒素酸化物の大半は、自動車から排出されています。そのため、これらの環境問題を改善するには、エネルギー消費量の削減に加えて、自動車などの移動発生源から排出される大気汚染物質や地球温暖化物質の排出を抑制することが必要となります。

アイドリングストップは、自動車の駐車中にエンジンを切ることで、排ガスに含まれる

NO<sub>x</sub>やCO<sub>2</sub>に加えて、悪臭や騒音の発生を防ごうとする取り組みです。最近では、キー操作なしにアイドリングを停止できる装置が開発され、同装置を搭載した路線バスなどの自動車、また家用自動車が普及しつつあります。また、腰ひもにエンジンキーを取りつけ、駐車時にはエンジンキーを抜き取るというキーチェーンの動きも注目されています。

東京都や埼玉県、山形県など多くの自治体は、アイドリングストップを義務づける条例を制定しています。長野県地球温暖化対策条例では、一定の要件を満たす駐車場の設置者に、駐車場利用者へのアイドリングストップ実施の周知をしていくことを定めています。具体的な看板もホームページに示しています。文言は、「あなたがエンジンを切らないと、人類の寿命が切れちゃいますよ。」あるいは「アイドリング・ストップで、地球温暖化をストップ！」また「駐車中はエンジンを切りましょう。」といった内容のものであります。

そこで提案ですが、市の所有する施設の駐車場に、まずはこのような看板を設置してみたいでしょうか。

財団法人省エネルギーセンターでは、アイドリングストップ自動車の購入の補助事業を行っておりますが、今後の公用車への導入につきましてはどのようにお考えでしょうか。

関係省庁では、11月をエコドライブ推進月間、また、大気の状態が悪化する冬季のうち12月を大気汚染防止推進月間と決め、期間中、大気汚染防止を呼びかけるさまざまな普及啓発活動を行っております。このような機会をとらえ、人に優しい、環境に優しい防府市づくりに取り組んでいきたいと考えます。執行部の御見解をお聞かせください。

次に、留守家庭児童学級についてお尋ねいたします。

放課後児童対策として厚生省が進めてきました放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブは、児童福祉法に基づき、保護者が仕事などで昼間、家にいない小学1年生から3年生の児童を対象とし、児童館や保育所、空き教室などを使って学校の宿題をしたり遊んだりしており、全国に1万5,000カ所あり、登録児童数は65万人、68%の施設で午後6時以降も設営し、47%で障害児を受け入れています。

一方、文科省の地域子ども教室は、安全・安心な子どもの居場所づくりを進めるため、2004年度から3カ年事業としてスタートしています。地域住民や教員、大学生などを安全管理員、活動アドバイザーとして配置し、小・中学生を対象に、学校の空き教室や体育館などでスポーツや文化活動、交流活動などを行っています。今年度は1万カ所で展開をしています。

子どもの安全の観点から放課後対策は近年重要になっており、保護者からの要望も非常に多いわけでありです。文科省の資料によりますと、地域子ども教室を実施していない小学校は、全国で1万6,243校で72.6%、また、放課後児童クラブも実施していな

いのが8, 142校で38%だそうです。防府市を見ますと、全小学校17校、児童センター4カ所、すべて実施しております。

平成19年度は、文科省の事業と厚生労働省の事業が連携し、放課後子どもプランが創設される予定です。この基礎となるのが、防府市では留守家庭児童学級と児童クラブであります。

現状ではすべて、学校終了後、夕方5時まで運営されております。しかし、今の時期、5時はもう暗くなっており、小学校低学年が子どもだけで帰宅するのは、決して安全・安心とは言えません。行政側は、5時までに保護者が迎えに来ることが原則と言われているようですが、保護者が勤務を終えて5時に迎えに行くというのは、常識的に考えて非常に困難ではないでしょうか。

保護者からの要望を受けての今回の質問であります。まずは保護者の要望を調査し、通学路での事件・事故のない安心・安全な対策を講じていただきたい。そして、ぜひ6時まで、あるいは希望の時間までの時間延長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

次に、小中学校のトイレ洋式化についてお尋ねいたします。

学校のトイレは3Kと言われ、暗い、汚い、臭いであります。一方、家庭のトイレは洋式化が進み、明るいきれいな、またシャワートイレなど、機能的にも格段の違いがあります。洋式トイレになれた子どもたちが、学校に和式しかなければ、あるいは極端に洋式トイレの数が少なければ、学校でのトイレ利用を我慢することを余儀なくされます。健康面でもよくないことです。義務教育で、しかも学校区制もあり、子どもたちは学校を選ぶことはできません。トイレの汚さがいじめにつながることもあります。

以前、東京世田谷で行われた学校トイレサミットの宣言に、次のようにあります。「学校は地域のシンボリック的存在である。学校が果たす役割は、児童・生徒の学習の場であるばかりでなく、地域住民にとっても大切な交流・生涯学習の場でもあり、災害時には地域の拠点として避難施設として利用される。これからの学校は児童・生徒にとって安全・快適な場であると同時に、地域にとっても重要な社会資本として見直さなければならない」と。

明るくきれいな学校のトイレにしていくことは、大人の、そして行政の役目ではないでしょうか。以前、先輩議員が同様な質問をしており、執行部は整備していくとの答弁をされ、改修もしています。しかし、十分とは思われません。

そこで、お尋ねいたします。防府市内の小学校、中学校のトイレは何基あり、そのうち洋式トイレは何基あり、全部に対する割合はどうか。洋式トイレのない学校はどこか。年次計画を立て、具体的な数を示し、整備を進めていただきたいと思いますが、御所見をお聞かせください。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 17番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、エコドライブ普及促進についての御質問にお答えいたします。

御質問にもありましたが、昨年4月に閣議決定された京都議定書目標達成計画において、エコドライブについては環境に配慮した自動車使用の促進の施策として位置づけられ、警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省を関係4省庁とするエコドライブ普及連絡会を中心に、広報活動等により意識向上を図り、エコドライブ普及のための環境整備を行うこととされています。このため、エコドライブ普及・推進アクションプランが取りまとめられ、普及促進が図られているところでございます。

環境省の温室効果ガス排出量速報値によりますと、我が国の二酸化炭素の排出量は、2005年度において12億9,700万トンとなっており、貨物車、家庭用の自家用車を含む自動車等の運輸部門からの排出量が2億5,700万トンで、基準年比18.1%増加し、全体の19.8%を占めております。特に自家用自動車からの排出量は、自動車台数の増加や自動車中心のライフスタイルが進んだことにより、基準年比48.0%と大幅に増加しています。また、家庭からの二酸化炭素排出量のうち、自家用乗用車が全体の約30%を占めております。

このような状況下において、エコドライブの普及は、地球温暖化防止のみならず、自動車から排出される窒素酸化物等の排出削減につながり、大気汚染対策にも寄与するものと考えておりますが、議員御指摘のように、エコドライブの実践はドライバーの意識の向上が必要不可欠になります。

市におきましては、昨年度、防府市環境基本計画を策定し、先般、議員各位に配付したところでございますが、その中で特に重点とすべき施策として地球温暖化防止の促進を掲げ、エコライフとともに、エコドライブの促進に取り組むこととしております。

御質問の普及啓発活動につきましては、環境基本計画の概要版を全戸配布するとともに、現在、作成の準備をしております環境家計簿の中で、エコドライブについての具体的な取り組みとその効果を記載することで、市民の御理解と積極的な取り組みをお願いしたいと考えております。また、今後、市のホームページや市広報等を通じて、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用についても啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、アイドリングストップ看板の設置についての御質問にお答えをいたします。

アイドリングストップが、自動車の燃料消費を削減することに、効果的な手段であるこ

とは認識していますが、議員御指摘のとおり、アイドリングストップをはじめエコドライブの実践に当たってはドライバーの意識によるところが非常に大きく、私も地球温暖化防止に対する意識向上を図ることが必要だと考えております。

議員御提案の市有施設の駐車場へのアイドリングストップ看板の設置につきましては、ドライバーの方だけではなく、その看板を目にした人に地球温暖化防止について考えていただく啓発活動に有効な手段だと思いますので、今後、看板の設置を検討してまいりたいと存じます。

次に、市有車へのアイドリングストップ装置のついた自動車の導入についての御質問にお答えいたします。

現在、公用車の更新等に当たりましては、経済性だけではなく環境保全を考慮し、特殊車両を除き、できる限り燃料消費の少ない軽四貨物車や軽四乗用車にしているところでございます。

アイドリングストップ装置付自動車の導入につきましては、車両に後付けできる装置も開発されているようですので、取り付けが可能であれば、エコドライブの実践や普及啓発活動の一環として、マイクロバスへの設置につきまして検討してまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、健康福祉部長、教育次長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 17番。

17番（山根 祐二君） 今、答弁の中で、積極的な答弁をいただいたと解釈しております。

環境基本計画を出しているということで、私の方でも確認しております。それに伴いまして、概要版を全戸配布していただくということ、また、ホームページ、市広報などで啓発していくということで市民に徹底されるということでしたので、ぜひともよろしく願いたいと思います。

また、看板については積極的に検討していくということで、市長言われたように、それを目にすることでやっぱり市民の意識というのが高まるというのが、やはり一つのねらいではないかなと思っております。

先ほど市長の答弁にもございましたけれども、後付けのアイドリングストップ装置、タクシー会社などでは、こういうのを取り付けまして非常に効果を上げているというような結果を出している会社もあります。今、マイクロバスにつけることを検討するというようなお話がありましたけれども、やっぱり市当局がこういうことを市民に先駆けて行っていくということ、その姿勢を示すということがやはり啓発推進活動になるのではないかなというふうに思っておりますので、よろしく推進をお願いしたいと思います。

小さなことのように思われますけれども、一説には、アイドリングストップが理想的に行われると15%程度燃費が向上すると。また、5秒以上アイドリングする場合は、アイドリングストップした方が燃料消費が少なくなるというふうに言われております。小さいことでも、多くの人数がこれに挑んでいけば、全体として地球の環境汚染の防止になるというふうに考えます。

また、山口県でも県民に対するキャンペーンというのが、これは現在実施中であります。「冬のエコスタイル・エコドライブキャンペーン」というのが県のホームページを見ますと載っておりますけれども、本年11月27日付の概要というのが載っておりまして、本年3月に策定した山口県地球温暖化対策地域推進計画というのがありまして、地球温暖化対策を推進するために、冬のエコスタイル・エコドライブキャンペーンを12月から、今月からですね、実施しますと。特に12月は地球温暖化防止月間であることから、これは国の方で決めております月間であります。12月をノーマイカー通勤強調月間として取り組むことにしておりますというふうな記載がありました。この実施期間は、12月1日から来年2月28日までというふうにされております。

こういったことも意識に対する啓発という観点ではありますけれども、こういうのを声に出していく、いろいろ啓発・推進活動をしていくということが、ひいては地球を守り、後世の人々に自然を守った形で渡していくことができるのではないかと考えております。

エコドライブというのを押しつけるという必要はございませんけれども、行政の排気ガス削減への積極的な取り組みというのを期待して、この項を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、留守家庭児童学級について、健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） では、留守家庭児童学級についてお答えをいたします。

留守家庭児童学級に保護者が迎えに来る時間につきまして、アンケート調査をしてはどうかとの御質問でございますけれども、学級の保育時間は午後5時までとし、保護者の迎えの時間に幅があることから、柔軟に対応している現状がございます。そのため、保育申請受付時に保護者の勤務先及び就労時間についてお尋ねをしており、この保育申請がアンケート調査にかかりますので、別途アンケート調査の実施は考えておりません。

なお、保育終了時刻に迎えが間に合わない場合は、児童の安全のため、ファミリーサポートセンターの利用を勧めておりますが、保護者との協議の上、ケース・バイ・ケースで適宜対応しているところです。

次に、終了時間の延長ができないかとの御質問でございますが、現時点では、児童の安全や施設管理の面から、保育時間の延長は考えておりません。したがって、保護者の就労状況の違いによる午後5時以降の迎えの時間の対応につきましては検討したいと考え

ておりますが、午後5時以降の保育につきましては、ファミリーサポートセンターの御利用を保護者の方へお願いしたいと考えております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 17番。

17番（山根 祐二君） ありがとうございます。

当初の申し込み時に保護者の勤務時間等を受けているということで、アンケートの必要は今ないというふうな答弁だったと思いますが、私が市民相談として相談を受けたのが、非常に困っていると。5時までしか見てもらえないので困っているというような希望があったわけですけれども、市当局ではそういう声を現実には把握していないということではないかと思うんですけれども、要するに保護者のニーズというのがなければやる必要はないと思うんですけれども、実際にあるのであれば、そういうことに対応していくという必要があるんです。

アンケートといいましても、留守家庭児童学級に来ている子どもたちにプリント1枚持って帰らせれば、容易にアンケートできると思うんですけれども、現時点で、申し込み当時というやはり4月の時点だと思うんですけれども、大分日にちもたっております。今、そういう声を聞いているのは事実なんですけれども、そういう保護者のニーズを実際に調査してみる、聞いてみるという必要はないとお考えでしょうか。どうでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 先ほどの答弁でも言いましたけれども、実際に現在、保育申請を受け付けた時点で皆さんの就業形態なり時間を聞いております。その中で、16時30分までに迎えに来られるという方が約75.4%、17時まででは92.6%、あとその残りの方が、約7.4%程度でございますけれども、17時以降になるというような状況でございます。

したがいまして、保育時間そのものについては、これは別の面から私どもは延長するということは好ましくないというふうに考えておりますので、アンケートそのものを改めてというのは、特に必要がないのではないかとこのように考えております。

議長（行重 延昭君） 17番。

17番（山根 祐二君） 留守家庭児童学級というのは、共働きの家庭に対する事業というふうに考えておりますけれども、今、パーセント的には非常に少ないようなお話がありましたけれども、例えば5時に迎えに行くことができない母親がファミリーサポートを利用すると、利用してくれと勧めているというお話がありましたので、ファミリーサポートを利用すると仮定して、具体的にどういう利用方法をして、その保護者の費用ですね、

ファミリーサポートに払う費用、これはお幾らぐらいになるのか、お答え願います。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） ファミリーサポートセンターにつきましては、現在、1時間600円でございます。

議長（行重 延昭君） 17番。

17番（山根 祐二君） どのような利用をするか。例えばファミリーサポートにこういうことをしてくれというのがちょっとよくわからないんですけども、ファミリーサポートに5時に迎えに行くことができない。私の勤務は5時までだと。5時には迎えに行けないと。市当局に言ったら、ファミリーサポートを利用してくださいと言われると。どういうふうに利用するのか、それ、ちょっと教えていただきたいんです。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 利用方法ということでございますが、これはまず子どもさんを迎えに行って、家庭まで連れて帰っていただいて、保護者が帰られるまで、そのお子さんの面倒を見ていただくというのが基本になります。

議長（行重 延昭君） 17番。

17番（山根 祐二君） ということは、毎日それをやるとすれば、毎日600円かかると。20日間とすればそれだけのお金が1カ月かかるということですが、そのファミリーサポートの人が子どもたちを乗せて自宅まで運ぶということは、これは全然問題ないんですかね。その点はいかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） その点についてはちょっと確認をしておりません。申しわけございません。

それと、ちょっとお話が前後するかもしれませんが、先ほど答弁で申しましたように、5時まで保育をして、その迎えの時間ですね、これにつきましては、現在でも5時半なりという時間には現場では柔軟に対応しております。したがって、今、ファミリーサポートセンターの御利用をお願いするというのは、現実的には例えば5時半以降なり6時以降なりという時間が長くなる場合についてはお願いをしたいということで、お迎えの時間としては、先ほども申しましたように、ある程度こちらの方でも検討していきたいというふうには考えております。

議長（行重 延昭君） 17番。

17番（山根 祐二君） 申し込み時にいろいろ調査をされて、ほとんどの方が5時までに迎えに来られるというような数字を示しておられますけれども、例えば地域によりい

るいろいろ差はあると思うんですけども、全国の1万5,857カ所の放課後児童クラブと  
いうのを平成18年の終了時刻の現状とこれを調べてみますと、18時までが67%、  
19時までが31%、19時以降が2%というふうになっております。

例えば玉祖小学校でございますけれども、留守家庭児童学級というのは登録児童が  
20人おまして、そのうち自由ヶ丘団地まで帰宅する子どもが12人おります。先ほど  
92%でしたかね、17時までには迎えに来られるという話がありましたけれども、この  
12人の子どもたちはほとんど歩いて帰っているわけですね。ここで言いますと、距離は  
約2キロありまして、歩道はないと。街灯も少ないと。子どもの足で約25分ぐらいかか  
って歩くことになります。

また、通常の下校時というのは、ボランティアで地域の方がスクールガードというのを  
されておりますので、そういう目があるわけですけども、留守家庭児童学級での下校時  
にはそうではないわけでありまして。他の学校でもそういうところが多少あるのではないか  
と思います。そのために、この現状を見たときに、調査が必要ではないかということをお  
尋ねしたわけでありまして。

県内他市の状況というのをちょっとお聞きしたいんですけども、わかれば御説明お願  
いいたします。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 県内他市の状況でございますが、17時までが7市ご  
ざいます、防府を含めて7市。それと17時30分までが1市、それと18時までが5市  
となっております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 17番。

17番（山根 祐二君） 17時までが7市ということでありましたけれども、これは  
要するに保育時間と迎えに来るまでの対応時間と、いろいろ細かく聞いていると差がある  
のではないかとはい思うんですけども、私がちょっと聞いたところによりますと、岩国市  
ではことしの9月までは防府と同じように17時まで。ところが要望がありまして、  
10月からは5時45分までに変更しています。周南市が原則5時半まで、個別に対応と  
しては6時までやっております。下関は6時までですね。6時までですと、ほとんどの保  
護者が迎えに来ているそうです。光市、これが5時までですけども、これも希望により  
6時まで延長しているということでした。山口市、これはほとんど6時まで対応している。  
柳井市も6時まで延長している。延長料はない。宇部市におきましては、基本は6時まで  
ですね。場所により7時と7時半があると。1回につき50円の延長料をいただいております。

というようなことでございます。

こういう状況を見ましても、現状に即した対応というのが必要になるのではないかと思います。実際にそういう需要がなければ問題はないんですけれども、申し込み当初の結果を見るだけで、思い込みになっていないかということも考える、必要ではないかと思っております。アンケートまでいかなくても、例えば口頭で聞いてみるとか、迎えに来られたときに、迎えに来られたときって、その保護者は迎えに来られるわけですから、子どもたちだけで帰っていく保護者に聞く機会を持っていただければなと思うわけでありまして。

先ほど部長の答弁に、迎えが間に合わない場合は、保育は5時までだけれども柔軟に対応しているというような答弁がありましたけれども、これは具体的にはどういうやり方をしているか、ちょっと説明をいただきたいんですが。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） これは基本的には5時までということをお願いしておりますが、保護者の方からきょうはおくれるという連絡がありました場合には、その方の状態によっては、お迎えに来られるまでの時間、職員を待機させて、その間はお預かりをするというような形です。

以上です。

議長（行重 延昭君） 17番。

17番（山根 祐二君） 実際そういう家庭というか、子どもさんはどの程度いらっしゃるんですかね、数にして。把握していらっしゃる数がありましたら、ちょっとお教え願いたいんですけれども。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） それにつきましては、ちょっと実際の数は把握しておりません。

議長（行重 延昭君） 17番。

17番（山根 祐二君） いずれにしましても、そういう細かい調査というのが必要になるのではないかと思うんですけれども、やはりパートで2時まで3時まで勤めて帰られる方のみを想定するのではなくて、例えば市役所に勤められる方でも5時に終わるわけです。5時に終わって、自分の自宅の近くの小学校まで迎えに行くと、5時には間に合わぬわけです。

そういう現実問題を考えてみたときに、実際にどうなのかと。実際にそういう要望があるのかどうか。ほとんどの、先ほど言われた92%が5時に迎えに来られるのか。実際に迎えに来て、歩いて帰る子どもというのは本当に少数なのかというのをやっぱり具体的に

調査していただいて、現実的に日本全国を見ても山口県内を見ても、それだけ時間延長とかというのは毎年、17年度に比べ18年度、パーセント的には上がってきているわけです。ということは、そういう要望があるわけでありますので、その辺のところは調査しつつ、またぜひ御検討願いたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（行重 延昭君） 次に、小中学校のトイレ洋式化について、教育次長。

暫時休憩します。

午前10時38分 休憩

午前10時39分 開議

議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。教育次長。

教育次長（和田 康夫君） それでは、小・中学校のトイレの洋式化についての御質問にお答えをいたします。

最初に、市内小・中学校の洋式トイレの設置個数と全トイレ数に占める割合についてですが、小学校の場合、校舎、屋内運動場における児童用トイレ767カ所のうち110カ所、中学校では、生徒用トイレ393カ所のうち38カ所が洋式トイレでございます。全トイレ数に占める洋式トイレの割合は小学校は約14%、中学校は約10%でございます。

次に、全部の小・中学校に洋式トイレを設置しているかについてですが、児童・生徒用の洋式トイレが未設置の学校は、小学校17校のうち4校、中学校は11校のうち3校でございます。

最後に、今後の年次計画及び洋式トイレの設置目標についてお答えをいたします。

今後の整備計画として、既設の屋内運動場のトイレの一部洋式化を平成19年度から21年度までの3年間で進めていきたいと思っております。校舎につきましては、先ほどお答えしました小・中学校での洋式トイレ未設置校で優先して洋式化を進めたいと思っております。

また、洋式化の目標でございますが、各棟各階に男女各1カ所、洋式トイレを設置した場合、小学校で約25%、中学校で約23%となります。つきましては、この割合を目標として、洋式トイレ未設置校及び目標値を大きく下回っている学校を優先して整備してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、校舎、屋内運動場を改築の場合は、市役所内で検討された公共施設設置トイレの洋式化の基準に従い、洋式トイレの割合を2分の1以上とすることとしており、平成15年度以降の屋内運動場の改築については男女とも半数を洋式トイレとし、多目的トイ

レも併設しているところがございます。

議長（行重 延昭君） 17番。

17番（山根 祐二君） 現状の数字を示していただきまして、小学校では14%、洋式トイレがあると。中学校では10%、洋式トイレがあるということでした。

小学校で、全く自分とこの小学校に洋式トイレはないというのを先ほど4校と言われましたけれども、私がちょっと資料で見たと、教室棟のトイレというのが全くないのが富海小、牟礼南小、野島小、向島小、西浦小の5校ではないかと思うんです。先ほど4校というふうに言われましたけれども、ちょっとこれ確認だけなんですけれども、わかればちょっと教えていただきたいんですが。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 西浦小学校の、これは多分、屋内運動場に洋式トイレがございますが、多分これが入っておるということで4校というふうにしていると思います。

議長（行重 延昭君） 17番。

17番（山根 祐二君） 小学校は2階建て、3階建てがありますけれども、複数階のうち1階だけ、ワンフロアだけあるというのは勝間小、松崎小、華城小なんですよ。先ほどの5校と、それからこの3校を加えて8校になるわけですけれども、この学校に関しては、要するに各学年、男女のトイレに少なくとも1つずつあるという状態ではないということが言えると思います。

やはり子どもたちが使えると。使う使わないはもちろん勝手なんですけれども、使える状態にしていくということが、やっぱり行政の責任というか、我々の義務ではないかなというような気がいたします。中学校でも、全く洋式トイレがないというのは、富海中、桑山中、佐波中ということでありまして。やはり先ほど言いましたように、各小学校、男女、各学年と、1基以上は洋式をつくっていただきたいと思います。

今、年次計画として、平成19年度から21年度、3年間で未設置の学校を優先的に設置していくということを言われましたが、この3年間で、一つもないというような学校はなくなると、こういうふうに解釈してよろしいのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 先ほどお答えいたしました19年度から21年度までといいますのは、屋内運動場のトイレの一部洋式化についてお答えをしておるところでございます。

議長（行重 延昭君） 17番。

17番（山根 祐二君） 屋内運動場といいますと、要するに授業と授業の間の休み時

間に子どもたちが例えば利用しようかなと思ったときには大変難しいというような状況になると思いますけれども、トイレを設置する、洋式トイレにかえていくという費用なんですけれども、これはどのくらいかかるんでしょうか。全体でも1つでもいいですけれども、どのくらいの予算を必要とするのか、ちょっとその点、お聞かせください。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） ごく最近、洋式化を行った場所は、1カ所が33万円かかっております。

議長（行重 延昭君） 17番。

17番（山根 祐二君） 設備費とすれば、そういう大きい金額ではないと思います。今、3年計画で屋内運動場には整備していくと。子どもたちは6年のうちに、入学した子どもは6年たったら出てしまうわけですけれども、本当にその期間というのも考慮していただいて、早い時期に何とかそれを設備していくと。先ほど壇上でも申しましたように、やはり家庭の状況というのが数年前に比べて格段に進歩しているわけでありますから、そういう世の中の事情、現状をとらえまして、やはり対応していかないといけないというふうに考えますので、さらなる努力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 以上で、17番議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は4番、高砂議員。

〔4番 高砂 朋子君 登壇〕

4番（高砂 朋子君） 公明党の高砂でございます。それでは、通告に従いまして質問をいたします。

特別支援教育の充実について。

昨年4月に施行された発達障害者支援法。これまで高機能自閉症（HFA）やアスペルガー症候群、注意欠陥／多動性障害（AD／HD）、学習障害（LD）等の発達障害は、法律や制度の谷間に置かれて、支援の対象とならない、あるいは特性に合った支援が受けられないまま放置されてきたのが現状です。

この法律は、発達障害の定義を脳機能の障害であり、症状が低年齢で発現するものと明記され、国と地方自治体で早期発見と早期支援を行うよう定めています。施行は、発達障害に対する社会的な理解の向上や発達障害を持つ本人及び家族に対する支援体制の整備につながるものとして、大きな期待が寄せられています。

これを受けて山口県教育委員会は、これまでの盲・聾・養護学校や特殊学級等の特別の

場で指導を行う特殊教育から、その対象でなかったHFA、AD/HD、LD等の発達障害を含めて、すべての障害のある幼児、児童・生徒一人ひとりを大切に、教育的ニーズを把握、そして対応していくための教育の推進のために、本年3月、山口県特別支援教育ビジョンを策定いたしました。

特別支援教育は、従来の特殊教育のように担当する教員だけが専門的に進めるものではなく、すべての教員外関係者があらゆる障害について正しい理解をし、適切な支援を行うことが必要になります。

基本的な方向性として、1、一人ひとりのニーズに応じた教育課程の充実と地域に開かれた学校づくり、2、自立、社会参加に向けたネットワークづくり、3、発達段階に応じたきめ細やかな相談、支援体制づくり、4、安心・安全な信頼される学校づくりを挙げております。

このような背景から、防府市における特別支援教育、特にHFA、AD/HD、LD等の幼児・児童・生徒に対する支援についてお尋ねいたします。

まず、1項目目、就学前の支援の充実についてお尋ねいたします。

1、発達障害児の早期発見、早期療育支援のための施策はどのようになっているのでしょうか。上記の障害は軽度発達障害と言われ、問題が軽度ととらえられがちですが、逆に問題が発見されにくい難しさがあると言われております。脳発達の著しい幼少期のできるだけ早いうちに適切な療育を行うことが、極めて重要になります。周囲の理解と協力の中で子どもさんの特性を生かしながら育ててあげることができ、一番不安を抱えている御家族の悩みを軽くしてあげることにもつながります。

2、1歳半、3歳児健診等で見つけられなかった、もしくは保育の集団生活の中でしか発見できない発達障害の子どもたちを就学前に把握し、適切な療育の中でスムーズに就学に結びつけていくことを目的とする5歳児発達相談を全市的に実施してはどうでしょうか。

山口県は、発達障害に不安を持つ5歳児の保護者や保育関係者の情報をもとに、小児科医の理解・協力を求め、あらゆる連携をとりながら早期発見・早期療育につなげていくことを目的とする県モデル事業、5歳児発達相談支援事業を昨年度から実施しております。平成17年度は下関市、周南市、宇部市、山口市の4市、今年度は萩市、防府市の2市が実施。市内では初の試みとして、12月7日、西浦幼稚園、保育園が実施していただきました。園長先生の御配慮でその様子をつぶさに拝見させていただくことができ、保育の場での御意見や感想を丁寧に教えていただき、大変参考になりました。

今後の実施の方向性としては、まず市立保育園全園実施に踏み切っていただきたい。そのことが他の保育園や幼稚園への啓発になるのではないかと考えます。

保育園での実施のメリットは、子どもたちも保護者もなれ親しんでいる環境ということで、子どもたちが落ちついた状態で相談ができる。保育関係者から日ごろのありのままの様子が把握しやすい。保護者全員に御案内を出しやすく、時間帯の工夫もでき、参加しやすい。保育関係者も参加しやすいので、今後の保育の参考になる等が挙げられると思います。

もう一方、園での相談に行けなかった方の対応として、保健センターで随時相談受付とあわせて定期的実施していただければ、より多くの子どもたちを把握できると思います。

また、現在、既に少数精鋭の保健師さん方が市内じゅうを歩かれ、さまざまな障害を持たれた子どもさんたち、そしてその御家族をきめ細やかな配慮で把握して下さっております。発達障害は把握しにくい障害のために、その御苦労は大きいと思います。本当に頭が下がります。

5歳児発達相談というものが、保護者はもちろん、より多くの方に認知され、定着化していけば、見守る目が増え、理解と協力の中で、より多くの子どもたちが早い時期に適切な療育を受けられるのではないのでしょうか。ともあれ、発達障害の子どもさんを絶対見逃さないという意識のもとで、体制づくりとマンパワーの確保が不可欠です。

3、保育する側の責任として、十分発達障害の理解ができておらずに、扱いにくい子だ、わがままな子だと決めつけて、隅に追いやるようなことが決してあってはなりません。見逃してしまえば、そこで療育支援はストップし、先でいじめや不登校などの二次障害を生む原因の一つになります。適切な療育や指導、見守りの体制の中での支援が重要であることから、保育士等関係者への研修が不可欠と考えますが、その体制についてお聞かせください。

2項目目です。就学後支援の充実についてお尋ねいたします。

1、山口県は本年3月に、支援のための校内体制づくりをまとめました。それによりますと、支援の留意点として、発見されにくい・認められにくい・理解されにくいといった難しさの中で、一人ひとりの特性、得意とするところ、苦手なところを把握し、教育的ニーズに応じた支援が重要としています。学校での支援体制は現在どのようになっているか、お聞かせください。

2、発達障害のことを十分理解し、学習面や行動面、あらゆる場面での専門的な対応が求められるわけですが、教員等関係者への研修体制についてお聞かせください。現在、学校支援という体制をとっておられますが、今後、特殊学級から、仮称ではございますが特別支援教室制度へ移行する体制の中で、この方たちへの専門性を求めなくてよいものかという心配もございます。教員等関係者への研修とさせていただいたのは、そういう理由か

らです。

3、発達障害と把握された子どもさんたちが留守家庭児童学級を希望されるケースもあると思います。留守家庭児童学級の対応についてお聞かせください。

最後の項目です。一人の発達障害を持ったお子さんが保育園、小学校、そして中学校と成長されていく過程の中で、各関係機関・部署の連携による適切な支援体制が不可欠ですけれども、どのような体制をとっておられるか、お聞かせください。

子どもたちは、かけがえのない大切な宝です。障害のある、ないにかかわらず、すべての幼児・児童・生徒の一人ひとりを大切にする教育がなされることを心から願うものです。「桜梅桃李」という言葉がございます。桜は桜、梅は梅、桃は桃、スモモはスモモです。また「みんなちがってみんないい」、金子みすゞさんの詩にあるように、子どもたちが互いの違いを理解し、認め、思いやりの心をはぐくむ環境づくりを願い、この項の質問を終わります。

次に、中学校給食についてお尋ねをいたします。

食生活の乱れや生活習慣病等の健康の問題、食品の安全の問題を背景に昨年7月に施行された食育基本法、知育・徳育・体育とあわせて、食育も人間形成の中の中心軸に据えて子どもたちを育てていこうとするさまざまな取り組みが開始されています。食に関する知識と食を選ぶ力を身につけ、健全な食生活を送れる人を育てること、この食育の推進に大きな期待が持たれて今学期よりスタートいたしました中学校給食、はや4カ月目に入りました。開始に当たり、また日々さまざまな御尽力をいただいております関係者の皆様方に、心から感謝を申し上げます。

まず1点目、目新しいことですので、さまざまな感想や意見が耳に入ってまいります。感謝の言葉も聞かれ、うれしく思いました。中学校に通う子どもを持つ一保護者としても、大変子どもたちの反応が気になっているところです。何事もそうですが、新しいことを始め、今後さらに充実したものに育てていくには、現場の声に率直に耳を傾け、それらを生かしていくことが重要だと思えます。

そのようないきさつから教育委員会にアンケートの実施をお願いいたしましたところ、早速実施していただき、取りまとめられたとのこと。その結果についてお聞かせください。また、今後どのように生かしていかれるのか、改善すべき点や具体的な方向性をお聞かせ願えればと思えます。

2点目、給食センターの見学の状況についてお尋ねいたします。

センターの2階にはレクチャールームや見学通路が備えつけられ、皆様に見学にお越しいただけるようになっております。せっかくの施設ですので、しっかり市広報等でアピー

ルしていただき、足を運んでいただける工夫をと願うものです。特にPTAの方々にお越しいただくことで、給食への親近感を生み、問題意識を持っていただいたり、子どもたちへの食育の推進につながるのではと考えます。また、センターにとってもダイレクトに感想や意見を把握することができ、調理に携わる方にとっては、見学されているという一種の緊張感もありません。励みにしていただけるのではと思います。申し込み方法や現在の見学状況、見学の際の様子をお聞かせください。

3点目、残食の状況についてお尋ねいたします。

1日3,500食の残食が平均してどれくらいあるのか、施設の概要の中には生ごみ処理機設置となっておりますが、現在、残食をどのように処理されているのか、お聞かせください。

ここ近年、フードリサイクルの考え方が重要視されてきております。家庭や事業所から出る生ごみを資源化しようという取り組みをしている自治体も増えてまいりました。我が防府市においては、一般家庭の電動生ごみ処理機購入費2分の1の助成金制度がございますけれども、まだまだ多くの方が取り組んでいらっしゃる状況ではありません。毎日の調理くずも含め、残食を堆肥化して再利用する取り組みは、費用も手間もかかることでございますけれども、子どもたちだけではなく、多くの市民の皆様に向けて、環境教育の発信基地としての役割も果たせるのではないかと考えます。

また、もう一方、残食を見直すことで子どもたちへの食育を推進できるのではないかと考えております。飽食の時代と言われる現代、我慢して嫌いなものを食べなくてもよいといった風潮が親子ともにあり、そのことで起きる偏食や欠食は、生活習慣病の増加や低年齢化にもつながり、子どもの生活リズムまで崩し、心を育てることへの弊害にもなります。バランスのとれた、また素材の味を大切にしたい給食メニューをとることで、生活習慣病の予防に努め、内臓脂肪症候群であるメタボリックシンドロームにもならず、健康な体づくりにもつながります。このことを家庭にも発信していかななくてはならない時代に来ています。そのようなことから発足した栄養教諭制度をしっかりと活用していただき、食育を推進することで残食を減らす取り組みができればと考えます。

昨年2月、ノーベル平和賞受賞者でケニア環境副大臣のワンガリ・マータイさんと公明党の浜四津代表代行が会談した際、マータイさんは「日本には『もったいない』という素晴らしい価値観がある。これを世界に訴え、合い言葉にしたい」と発言されました。以後、もったいない、この言葉が少しずつ見直され、あらゆる場面で使われてきています。子どもたちにこの「もったいない」の心を教えることも大事なのではないのでしょうか。

給食センターの電話番号は27-0141です。ファクスの番号は局番違いで23-

0141です。パンフレットの0141のところに「おいしい」とルビが振ってありました。子どもたちがおいしいねと笑顔になれる給食にさせていただくことも、もちろん残食が減っていくことにつながることは言うまでもありません。市当局のお考えをお聞かせください。

以上で壇上よりの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 4番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、中学校給食についての御質問にお答えいたします。

長年の念願でありました中学校給食につきましては、本年9月4日から8中学校の完全給食を開始いたしましたので、これで市内すべての中学校において完全給食を実施することとなりました。主食でありますお米はすべて防府産米のお米を使用しており、地産地消の一翼を担っているものと思っております。

食は人間が生きていく上で基本的な営みでありまして、健康な生活を送る上で健全な食生活は欠かせないものでございます。しかし、近年、食生活を取り巻く社会環境の変化などにより、偏った栄養摂取など食生活の乱れや肥満傾向の増大及びやせ過ぎなどが見られます。増大しつつある生活習慣病と食生活の関係も指摘されているところであります。

特に成長期にある中学校生徒にとって、健全な食生活は健康な心身をはぐくむために欠かせないものであり、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすものであると考えます。このようなことから、家庭での食育とあわせ、学校給食を食や健康教育の生きた教材として位置づけ、安全でおいしい給食を通じて、食べることのうれしさ、楽しさ、大切さを発信してまいりたいと考えております。

御質問の1点目、今後の充実を図るためのアンケートの実施につきましては、9月4日の給食開始から約2カ月が経過いたしました11月15日を基準日として、8中学校の全生徒約3,300名を対象にアンケートを行いました。アンケート内容の主なものを申し上げますと、「給食は全体的においしいですか」との質問に対し、「おいしい」66%、「おいしくない」34%、「給食を残しますか」につきましては、「よく残す」19%、「ときどき残す」27%、「めったに残さない」及び「全部食べる」が54%でした。その他のアンケート等も参考に加えながら、学校給食の本旨を生かしつつ、学校や献立作成委員会で検討し、今後の給食づくりに生かしてまいりたいと考えております。

2点目の防府市学校給食センターの見学につきましては、給食開始から12月までで4団体72名の方が施設の見学並びに試食をされております。学校給食を御理解いただくには、実際の調理作業や給食の状況などを自分の目で見、聞き、そして試食をしていただ

くことがより深い理解につながるものと考えておりますので、一人でも多くの保護者、市民の方に食育の研修の場として学校給食センターを活用していただけるように、学校、PTAなどを通じてPRしているところでございます。

お申し込みの方法につきましては、試食を伴う見学の場合は御希望日の2週間前までに、これ以外の見学は1週間前までに電話等で御連絡いただければと思います。

ちなみに、見学された方は、最新の厨房設備により衛生的に調理されている様子をごらんいただき、安心していただけたのではないかと考えております。また、試食された方は、栄養バランスがとれており、素材の味を生かした味で一樣においしいとの評価をいただいております。

3点目の残食の状況でございますが、給食は、学校給食実施基準に基づき栄養バランス、カロリーなどを計算し、1人当たりの御飯や副食の量を決めておりますので、栄養摂取の面から残さず食べることが望ましいと考えますが、生徒の中には、味つけや献立の好みが違うこと、あるいはダイエットを目的に少食の生徒が見受けられることから、1日に御飯、副食でそれぞれ50キロから100キロ、1人当たり28グラムから57グラム程度の残食でございます。

残食の処分につきましては、焼却ごみとしないため、市内の養豚業者と協議した結果、現在、養豚用飼料として提供しておりますが、加えて生ごみ処理機も導入し、肥料として市内の学校花壇で使用する予定といたしております。

なお、残食を減らすことにつきましては、食について考える習慣や食事の自己管理能力、つくる人への感謝など、生徒に対する食育の一つとして、残さず食べることの大切さを中学校給食主任、養護教諭、PTAと連携し、指導してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、教育長、健康福祉部長よりお答えいたします。

議長（行重 延昭君） 4番。

4番（高砂 朋子君） 給食を通しての食育の重要性を十分認識していただいた上での御答弁とうかがえました。ありがとうございました。

アンケートも11月15日に実施をしていただいて、さまざまな回答を集計していただいたことを生かしていただくと。アンケートを軸に、これからもさらに充実した給食にと取り組んでいただきたいと思います。

例えばそのアンケートの中に、「おいしくない」34%、これは家庭でのなれ親しんだ味つけと違った場合であったりとか、好き嫌いがあつたりとか、そういったいろいろなさまざまな理由がありますけれども、例えば味が薄いという声も耳に入ってきたこともあります。確かに改善すべき点もあるかもしれませんが、これはやはり今、御説明にも

ありましたように、食材の味を大切にしていることにもつながっていく。そういったことを一言説明するだけでも食育に通じるのではないかと、そういった一言一言の、先生方、現場の先生方の声かけも重要なのではないかと考えております。

いろんな意味でこのアンケートというのを生かされていくと思うんですけれども、このアンケートをするということで、センターの側にも意識が生まれますし、子どもたちも改めて給食に対する意識も生まれる、また学校の先生方にも意識が生まれるということで、学年もどんどん1年ごとに上がっていくわけですから、このアンケートの実施というのは定期的に行っていただければと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

新聞の記事を1つ御紹介をしたいと思います。

日本生協連は、財団法人生産開発科学研究所の研究者の方と共同研究で、食育の実生活への効果を調べたという記事が載っておりました。これは小学校ではございますけれども、食事の栄養バランスや調理実習など6回の食育講座を実施。講座の受講前、受講中、受講後の3回にわたって子どもたちの尿を調べた。尿中のナトリウムとカリウムの比によって食事の変化を探るというもの。塩分を控え目にして、野菜や果物などからカリウムを多くとると、比が小さくなる。子どもたちの平均値を見ると、講座前の4.8から講座中が4.2、講座後には3.8になっており、講座を受けるごとにバランスがよくなっていた。続けて講座を受けることで、子どもたちの食生活が変化したことが読み取れる。こういった記事がございました。

先ほど味が薄いのではないかとということを私も実際に耳にしたわけなんですけれども、私はこの食材を大切に作る給食、またある意味では薄味の給食、そういった素材を大切に作る給食の取り組みも、食育の点からは大事なのではないかと、そういうふうに思った次第でございます。

それから、次の見学についてでございますけれども、せっかくのすばらしいセンターに足を運んでいただいた方の反応もよかったということをお聞きいたしました。これは小さな質問でございますけれども、例えば私一人でも、個人でも申し込めるのかどうか、その点をちょっとお聞かせください。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 結構でございます。いつでもお待ちしております。

議長（行重 延昭君） 4番。

4番（高砂 朋子君） はい、ありがとうございます。

私も給食は一回、議員の私たちにも試食をさせていただきましたので、よかったなと思っているわけなんですけれども、市民の多くの皆さんに、またPTAや学校の関係者の皆さん

にも、いろいろな給食センターの様子を見ていただいて、しっかりと親近感を持っていただき、食育にもつなげていただきたい。食育研修の場にもしていただく、発信の場にしていただきたいと思います。

それから、残食のことについてでございますが、一つ質問をさせていただきます。センターの方には、残食のためということだと思えるんですけども、生ごみ処理機が設置されているということを概要で見ました。これはまだ稼働していないのでしょうか、また稼働できない何か理由があるのでしょうか、その辺をお願いします。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 現在、まだ生ごみ処理機は稼働いたしておりません。当初からいろいろ稼働させるための手続等も行っておりましたけれども、いろいろ手続的な面もありましたし、先ほどお答えいたしましたように、養豚業者の方からぜひというようなお話もありまして、当面はそれでということで、今後は両者併用という形で今は考えております。

議長（行重 延昭君） 4番。

4番（高砂 朋子君） せっかくの設置でございますので、併用ということをおっしゃいましたけれども、フードリサイクルの観点からも稼働をお願いしたいものでございます。最後に市長さんにお伺いしたいと思います。

小学校給食を児童の皆さんとともにされてこられた、これはすばらしいお取り組みだと私も思います。今度は中学校の生徒の皆さんとともに触れ合いを深められながら市内を一巡していただく、このようなお取り組みをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 4年前から小学校の6年生と給食を一緒にさせていただき、質問コーナーとかいろんなことなどもやって、私にとりましてはとても楽しく充実した時間を過ごさせていただいております。中学校給食もぜひというお話をいただきましたが、時間的な制約等々の中で、とれればうれしいなと思っております。何とか実現できればうれしいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（行重 延昭君） 4番。

4番（高砂 朋子君） ありがとうございます。私の子どもが小学校にいるときに、市長さんが来られた給食のときに、「市長さんが来た」ととても喜んでおりました。その子どもが今は中学校2年生でございます。子どもがいる間に、ぜひとも市長さんが来たと喜ぶ顔を私も見たいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

この項については終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、特別支援教育の充実について、教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） 私の方からは、就学後支援の充実についてお答えいたします。まず、学校での支援体制はどのようになっているかについてお答えします。

山口県教育委員会の特別支援教育ビジョンにも示されておりますように、通常の学級に在籍する学習障害等を含めた障害のある児童・生徒への支援は、全校体制で進めることが大切であります。

防府市では、すべての学校において校内コーディネーターが配置されております。校内コーディネーターは、校内での連絡調整や校内委員会の中心的な役割を務め、校長のリーダーシップのもと、支援のための委員会や事例検討会を行っております。また、各学校において、保護者の思いや児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを考慮した個別の教育支援計画を作成しております。

今年度は特殊学級に在籍するすべての児童・生徒に対して個別の教育支援計画を作成しており、来年度は通常の学級に在籍するLD、学習障害等の児童・生徒のものも作成していく予定になっております。

個々の児童・生徒に応じた適切な支援が十分とは言えない現状ではありますが、児童・生徒や保護者が安心して学校生活を送れるよう支援体制を整備し、その充実を図っていきたいと考えております。

さらに、市独自の施策として、行動等に配慮の必要な児童・生徒に対し、今年度は18名の学校支援員を1日5時間の勤務で学校に配置しております。

次に、教員等関係者への研修体制についてお答えします。

学校支援員の研修についてでございますが、先ほど申し上げましたように、学校支援員は1日5時間勤務で、採用条件には教員資格等は特に設けておりませんが、学校支援員を配置する際に、配慮を要する児童・生徒への対応方法等について研修を行っております。また、学校支援員は、教職員の特別支援教育に関する研修を各学校で実施する際に、同席して研修を重ねております。日々、校内コーディネーターや特殊学級担当者から助言を受け、支援の手だてを学んでおります。今後は専門的な研修の機会も設けたいと考えております。

最後に、各関係機関・部署の連携による適切な支援体制についてお答えします。

後ほど、就学前の幼児に対する連携については健康福祉部長が答弁いたしますが、就学前からの引き続いた支援として、防府市教育委員会は、療育相談会への担当者の派遣、配慮を必要とする子どもに関する幼稚園や保育園との情報交換、学校現場で培ってきた支援

のあり方について幼稚園や保育園への情報提供を行っております。また、保護者からの就学に関する相談は常時対応しております。

今年度、山口県教育委員会は、防府市において防府養護学校を事務局として、福祉、医療、労働等の関係機関が連携した支援について協議する関係機関連携協議会を立ち上げました。障害のある幼児、児童・生徒の自立と社会参加に向けて、各機関、専門家、外部人材等の支援の連携を強化し、地域におけるネットワークづくりを進めているところです。

防府市教育委員会も協議会の一機関として指導主事が学校に出向き、配慮の必要な児童・生徒に関する相談や支援の手だて等の助言をしております。今後ともさらに適切な支援ができますよう努力してまいりたいと存じます。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） それでは、私の方から、発達障害児の早期発見・早期療育支援のための施策についてお答えをいたします。

現在、1歳6カ月児、3歳児健診につきましては、集団健診で、また定期の乳幼児相談及び個別相談にも応じており、乳幼児の発育状況の把握や疾病の早期発見だけでなく、言語・情緒・社会性の発達にも視点を置いて育児支援を行います。

これらの事業あるいは保育所等の関係機関との連携を通じまして、発達障害の疑いのある児童につきましては、保護者と話し合いながら、保健師による継続的な支援とともに心理相談員による言葉の相談を受けていただき、早期発見に努めます。その後は、児童の状況に応じて、直接、専門の医療機関や療育機関を紹介する場合と、児童相談所の心理精密検査や巡回相談、療育相談会での専門家の総合的な判定により療育機関につなげていく場合があります。保護者や関係機関と連携を図りながら育児支援を継続して行います。

なお、保育所においては、問題を抱えた児童につきまして日々の保育の状況をケースファイルに記録するとともに、保護者へお知らせし、必要に応じて専門機関への紹介などの支援を行います。

また、毎年、小学校区内にある幼稚園、保育所、保育園が、学校も含めてそれぞれの校区で幼保連絡協議会を開催し、5歳児について集団生活に入っていく上での気づきや意見交換を行い、支援の継続を図っております。

以上、本市における発達障害児及びその保護者への支援体制につきましては十分機能していると考えておりますので、現時点では5歳児発達相談事業の実施は考えておりません。

次に、保育士等への研修体制でございますが、公立保育所及び私立保育園の全保育士に対する各種研修は、防府市保育協会が計画・実施をいたしますので、発達障害児への支援に関する内容を取り組んでいただくよう助言をしたいと考えております。

次に、留守家庭児童学級での対応でございますが、留守家庭児童学級における障害等を有する児童につきましては、指導員のほかに専属の職員を配置し、保育をいたしております。

なお、指導員は幼稚園、小学校、中学校の教員免許または保育士資格を持っておりますので、保育に関する専門職として、安全に十分配慮して対応しておるところでございます。以上です。

議長（行重 延昭君） 4番。

4番（高砂 朋子君） 前向きに発達障害の子どもさんたちに対しては取り組んでおられる詳しい御説明をいただきまして、ありがとうございました。

5歳児発達相談のことにに関して再質問をさせていただきます。

現在、市立保育園に発達障害のお子さん、また、そうではないかと思われるおさんは何人ぐらい、また何%ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 申しわけございません。数字は現在、子育て支援課で把握をしておりますが、ここへ持参しておりません。申しわけございません。

議長（行重 延昭君） 4番。

4番（高砂 朋子君） 全国的には3%前後、100名いらっしゃったら3人ぐらいの子どもさんたちが発達障害ではないかという数字が出ているという記事を読んだことがございますけれども、市内の市立保育園にしても、やはりまたそれ以上の子どもさんたちがいらっしゃるのではないかと推測がされます。1歳半や3歳児健診で見つけれなかったお子さん、また見つけることができても、保護者の理解ができないために療育の支援がスタートできないお子さんは、幼稚園や保育園に通っていらっしゃる間に把握して就学に結びつけていくという支援が大変重要だと思います。

先ほど壇上で紹介いたしましたけれども、西浦保育園での5歳児発達相談を見学させていただきました。市教委の方、またコーディネーターの先生、小児科医の先生が担当され、県職員、保健センター職員の立ち会いのもとで、一人ひとりの子どもさんに対して、さまざまなツールを用いて、時間をかけて熱心に子どもさんたちに対応されておりました。保育士の先生方が日ごろから子どもたちをよく観察されておりますので、必要な点を相談に上げることができます。じゃあ、こうしましょうという具体的な療育の支援がスタートされるわけです。就学前に発達障害を把握できることの意義は大変大きいということを実感いたしました。

先ほどの12月の県議会でも、5歳児発達相談に対する質問に対し、県はこのように

述べたように聞きました。「育児や就学の支援充実の観点から、発達障害の相談の機会を増やしてほしいという保育関係者らからの要望や、3歳児健診と就学前健診の間に発達障害を発見し、支援することが重要であるという専門家の研究報告があることから、県では市町がみずから5歳児の発達相談を実施できるようマニュアルを作成することにいたしました」という答弁だそうでございます。

小児科の杉山先生へも所見を伺いに参りましたけれども、「早い時期から家庭、園、学校の連携で取り組むことにより、問題となる件数は減ってくると思います、一步でも前へ進むために5歳児の相談を市レベルでぜひともお願いしたい」と、必要性を訴えておられました。杉山先生も、来年度から医師の立場からさまざまな働きかけをしていくということもおっしゃってありました。

いろいろな意味で5歳児健診ということで取り組みをしてくださっているということは、私も承知をしておりますけれども、より多くの方にこの発達障害のことを知っていただくために大事なことではないか。中にはおじいちゃん、おばあちゃんと暮らしていらっしゃる方もあるでしょう。また、子どもさんが大きくなられて、発達障害のことを全然知らないという方もいらっしゃるかもしれません。市内全市立保育園で実施することによって、発達障害のことを知り、発達障害の子どもさんたちにも療育の支援が必要であるという、そういったことを徹底していく、そのためにもこの5歳児発達相談の開始というのはとても大事なことではないかと思っておりますのでございます。

予算の計上の面からいえば、ドクターへの診療報酬が主なので、小さな事業と言えるかもしれませんが、一人ひとりのお子さんの将来がかかっている事業なので、大きな事業と言えるのではないかと考えているところでございます。

それから、保育士への研修体制についてでございますけれども、これからしっかりと保育協会の方の研修等へも要望していくという御答弁をいただきました。やはり知ることが力になりますので、しっかりと周知の徹底をしていただきたいと思います。

ここでちょっともう一つ質問をさせていただきます。県で支援のためのガイドブックが作成されているようですけれども、これは市内の関係者の皆様に配付、周知徹底されているのでしょうか。その点をお聞かせください。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 今、ガイドブックを配付しているということでございましたが、私はまだ見ておりません。申しわけございません。

議長（行重 延昭君） 4番。

4番（高砂 朋子君） 大事なガイドブックでございますので、しっかりと 私たち

も知らなくてはいけないことですが、皆さんにも周知徹底をしていただきたい、そのように考えます。

それでは、就学後のことについてお伺いをいたします。

就学後の体制については全校体制で進めることが大切、校内のコーディネーター、校長を中心に、事例の検討会を行ってくださっているようですし、個々の支援計画を立ててくださっていることをお伺いいたしました。また、19年度からは、通常学級にいらっしゃる発達障害の子どもたちにも支援計画をつくって対応していかれるという御答弁を先ほどお聞きいたしまして、安心をいたしましたところでございます。

1つ質問をさせていただきます。行動に配慮の要る子どもさんたちのために学校支援員の配置をしているということでございましたけれども、昨日も来年度の要望をしているとの御答弁があったかと思えますけれども、現場の各学校からの要望は現段階で数字的に出ているのでしょうか、その辺をお聞かせいただければと思います。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 学校からの要望についてでございますが、実はまだ、法に定められました就学時の健診がまだ終わっていない学校がございますので、これが12月の中旬になります。これが終わった後、各学校の実態に即して学校の方から要望が上がってきますので、それを全市的に束ねまして、委員会の方で判断させていただきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 4番。

4番（高砂 朋子君） ぜひとも、この学校支援員の配置というのは大事な施策でございますので、前向きによりしくお願いをいたします。

それから、もう1点、来年度の小学校入学の子どもさんたちの中に、発達障害もしくは可能性のある子どもさんがいらっしゃるのでしょうか。また、受け入れ態勢はどのようになっているか、教えていただければと思います。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 先ほど申しましたように、就学時の健康診断が終わっていませんので、現段階ではっきりと何名ということは把握はできないわけですが、いずれにしても、発達障害のある児童の多くが通常の学級に就学する予定になっています。そうしますと、ほとんどの児童が通常の学級、すなわち集団生活の中で学習することになりますので、本人の様子を把握しながら、きめ細かな支援が各学校で行われますように指導や支援をしてまいりたいと思っております。

特に配慮がより必要な児童に対しましては、通級指導教室等での個別の支援あるいは学

校支援員によります安全面の配慮をしていきたいというふうに考えておりました、できますれば学校支援員の増員をとということで今検討をしているところでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 4番。

4番（高砂 朋子君） ありがとうございます。子どもさんたちの中に、元気な子どもさんもいらっしゃる、また障害を持って入学しようと頑張っている子どもさんたちもいらっしゃいます。だれもが楽しい学校生活が送れるよう、またスタートができるよう、御配慮をいただきたいと思います。

次に、研修体制についてでございますけれども、先ほど学校支援員の方たちも5時間勤務の中でという、限られた時間の中でということもおっしゃっていただきましたけれども、配置前に対応方法、対処方法について、研修しているということでございます。また、専門的な機会もつくっていききたいというような御答弁がありましたけれども、この学校支援員の方たちというのは、資格不要、不問ということになっております。また、期間も短期間で随時更新されていくという体制の中で、私が心配しておりますのは、この発達障害のお子さんたちというのは本当に見つけにくい、また理解されにくい、そういった難しい面がございます。かといって、そのお子さんたちを本当に療育支援していく中で将来につなげていく大事な期間が小学校であろうかと思えます。

そういった点では、昨日の一般質問の中にもございましたけれども、確かに雇用の拡大ということも大事かと思えます。働き場所の提供ということも大切なことではありますけれども、事子どもさんたちの保育、また教育の場では、途切れ途切れではなくて専門性を持たせていくことが大切なのではないかなということをおもいます。確かに配置前に対応方法について研修しているということでございますけれども、いろいろな専門家の方たちに聞きますと、本当に難しいことなんだと。一遍にわかる問題ではないということをおっしゃっております。

今、重視されるべきは子どもたちの命であり、心であり、子どもたちの未来ではないか。どちらが重たいか。雇用の拡大も大切ですが、子どもたちのそういったことが大切なのではないかなということをおもっておるところでございます。この点に関して教育長、何かお考えがありましたらよろしくお願いたします。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 障害を持っている子ども一人ひとりの命あるいは個々の未来ということをおもったときに、身の引き締まる思いがするわけでございますが、であるがゆえに、この子たちの教育にかかわる者は、本務者である教員は当然のことながら、学校支

援員の方々も一歩でも二歩でも近づく研修をしていただく、その場を提供するのが我々行政の責務であろうと考えています。たまたま今このたびは、学校教育課の方に特別支援教育の専門の指導主事が配置されております。完全にこれは専門でございます。したがって、この指導主事をうまく活用しながら、さらに研修の場を提供し、そして質の高いものを求めていきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 4番。

4番（高砂 朋子君） ありがとうございます。ぜひともよろしく願いいたします。それから、通告順に質問させていただいておりますので、あっちへ行ったりこっちへ行ったりで申しわけございませんけれども、留守家庭児童学級の対応について質問をいたします。

専属の職員という方たちがついてくださって、守ってくださっているということなので、安心しておりますけれども、専属の職員という、どういう資格の、またどういう立場の方たちが指導員のほかについていらっしゃるのか、その辺がわかりましたらお願いをいたします。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 現在、留守家庭児童学級で障害のある方がおられるので、補助員をつけております。これにつきましては、先ほども答弁いたしましたように、いわゆる保育士なりの資格を持った方をお願いをいたしております。

以上です。

議長（行重 延昭君） 4番。

4番（高砂 朋子君） 対応しなければならない児童の方の人数はわかりますでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 今現在では2名おられます。

議長（行重 延昭君） 4番。

4番（高砂 朋子君） はい、ありがとうございます。あと、そのお子さんが2名であれ、またこれが10名になろうと、しっかりと補助員を配置していただいて、子どもたちの保育に当たっていただきたいと思っております。

また、発達障害のことを学ぶ研修会への参加というのは行われているのでしょうか。

議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（山下 陽平君） 特別に発達障害についての研修ということは、まだ聞いておりません。

議長（行重 延昭君） 4番。

4番（高砂 朋子君） これは学校支援員も保育の場も一緒だと思うんですけども、やはり知っていなければ対応できない大切なことですので、発達障害のことが学べる研修会、またそういった配慮をお願いしたいと思います。

最後でございます。

一人ひとりのお子さんが一年一年成長されていくわけですから、連携の重要性は大変大きいと思います。間仕切りの施策をとっていらっしゃらないことは、私も見聞きをして十分わかっております。これからもしっかりと御家族の御心配を考慮しながら、しっかり沿っていただきながら、スムーズに療育支援ができるような体制をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、4番議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は2番、原田議員。

〔2番 原田 洋介君 登壇〕

2番（原田 洋介君） 会派息吹の原田洋介でございます。お昼前で、急いでやりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、防府市のまちづくりについて質問をさせていただきます。

いろいろな機会に、市外や県外の方から、防府市はどんなところですかと聞かれることがあります。そういったとき私は、防府は古くからの歴史があり、日本三大天神の一つ、防府天満宮がありますよ。山もあって、きれいな川もあって、海もあって、本当にいいまちですというふうに答えております。恐らくここにいらっしゃる皆さんもそうお答えになる方が多いのではないのでしょうか。

私たちのふるさと防府は、市内に古墳が多く見られるように、古くから栄えたまちであります。奈良時代には周防の国府が置かれ、行政の中心として発展してまいりました。市の北部は、天満宮の門前町として商業が発展しました。南部は、毛利藩の海の玄関口として、また毛利三白政策の一つである塩田産業が盛んでしたが、塩田の廃止を契機に跡地に工業誘致を進め、今ではマツダを中心とした自動車産業をはじめとする県内有数の製造品出荷額を誇る都市として発展を遂げています。

というのが、いろいろなものに書かれている防府の紹介文でありまして、一般的に防府市は産業都市という位置づけにあるようです。東洋経済新報社発刊の都市データパックにもそのようなことが記されております。

さて、松浦市長は御就任以来、日々、行革という理念のもと、行財政改革に努めてこられました。その成果により、市債残高や人件費等は減少をしております。しかしながら、経費の節減に努められても、ある程度限界というものがあります。よく行政改革がダイエットのようなことに例えられますが、むだなものをそぎ落としていって、もうがりがりの骨と皮だけになってしまえば、もうパワーも何も出なくなってしまう。私、個人的にも、ちょっとふくよかな女性により魅力を感じます。

これから都市間競争がますます激しくなるということがよく言われます。これからのまちづくりは、いかに収入、税収を上げるか、すなわちどれだけの人にまちに来ていただいて、まちに住んでいただくかということにパラダイムシフトしていく必要があると思います。

さきの議会におきまして先輩議員より、市の重点施策の明示をという一般質問がございました。その質問に対する市長の御答弁では、「防災対策や生活環境の整備による安全で安心、快適に暮らせるまちづくり」、「安心して子どもを産み育てることができ、高齢者が生き生きと暮らせる子どもと高齢者に優しいまちづくり」、「雇用の確保と港などの流通基盤の整備などによる活力のあるまちづくり」、「豊かな文化財や観光資源を生かし、観光や交流の拠点となる施設の整備などによる、人の行き交うにぎわいのあるまちづくり」という4つの項目に重点を置いてまちづくりに取り組んでまいりたいという旨の御答弁がございました。

それでは、これらの施策を市長特命プロジェクトとしてプロジェクトチームをつくられて取り組んでいかれてはいかがでしょうか。例えばこの中にある「豊かな文化財や観光資源を生かし、観光や交流の拠点となる施設の整備などによる、人の行き交うにぎわいのあるまちづくり」を目指すとなれば、その関係する部署は、産業振興部の観光課、商工課、土木都市建設部、また教育委員会文化財保護課などにまたがっております。これらを横断した文化観光プロジェクトチームをつくって、観光のまち防府を売っていかれてはいかがでしょうか。

また、「安心して子どもを産み育てることができ、高齢者が生き生きと暮らせる子どもと高齢者に優しいまちづくり」などは、健康福祉部、教育委員会、また生活環境部など複数の部課にまたがる施策であります。これらも一本化し、その施策実現のために邁進されてみてはいかがでしょうか。そうすれば、防府市は子育てしやすいところなんだ、高齢者に優しいまちなんだという一つのシティーアイデンティティのようなものが生まれることとなります。そのことがきっかけとなって、防府へ移り住む人が増えてくることになるかもしれません。

これから新体育館建設、廃棄物処理施設の建設等大きなハード事業、いわば大ハード事業がありますが、まちづくりはハード事業だけではありません。そのことはもちろん御認識いただいていると思います。安倍内閣も、美しい国づくりのため特命事項担当大臣を置き、いろいろな施策に取り組んでいらっしゃるところでございます。このことについて執行部の御所見をお伺いいたします。

次に、人材育成について、市の職務におけるスペシャリストの育成について質問をいたします。

急激に変化する社会情勢にあって、市民のニーズはさらに多様化、複雑化をしております。そういう現在において市の行政サービスに求められるものは、市民のさまざまな分野における相談などに即応できる職員の配置です。現在、市においては二、三年もしくは四、五年で異動するのが一般的なようでございます。民間、役所を問わず、職場における成長とは、みずから課題を設定し、その課題を解決していくことによってなされていきます。それは一、二年でできることではなく、やはり知識や経験によってできることです。

具体的に申しますと、新しい職場環境になれ、よし、今度はこういうことをやってみたいという意欲が芽生えてきたところで全く違う分野に異動となり、その意欲も失せてしまい、また一から勉強しなければいけないということが、現在の異動スパンではあるのではないのでしょうか。せっかくの知識や経験が異動によって台なしになってしまうのは、いささかもったいないような気がいたします。

地方自治体の職務分野は多岐にわたります。国のシステムは、総務、文部科学、厚生労働、経済産業など、省庁はある意味、専門分野に限られており、採用もそれぞれですので、地方行政職員よりも各分野におけるスペシャリストが生まれてきます。

よりよい行政サービス、よりよい施策の実現のために、長期的な視野に立って、戦略的に人材育成、また人材開発を進めていくべきであると考えますが、いかがでしょうか。執行部の御所見をお伺いいたします。

以上で壇上よりの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 2番、原田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、防府市のまちづくりについての御質問にお答えいたします。

本市におきましては、第三次防府市総合計画に基づき、「コンパクトで安全・安心、快適で防府市らしいまちづくり」を理念として、「元気が織りなす大好きなふるさと防府」の実現に向け、全力を挙げてまちづくりに取り組んでおります。

言うまでもなく、本市は豊かな自然を有しており、古くから県央において歴史と文化の中心として栄えてきたすばらしいまちでございます。また、産業面におきましても、製造品出荷額は県下トップクラスであり、県央唯一の重要港湾、三田尻中関港を擁しているなど、他市に誇れる資源を多く有しております。これら本市の持つ資源を十分に活用していくことをまちづくりの基本とし、さまざまな施策を実施しているところでございます。

これに加えて、市民の皆さんが住んでいてよかった、これからも住みたいというまちづくりを一層進めるためには、私は、防府市を市内外にアピールできるような施策や考え方を持つことが非常に大切なことであると思っております。重点的に取り組んでいく事項につきましても、そのような視点から施策を進めていきたいと考えております。

御質問の特命プロジェクトの創設についてでございますが、現在、複数の部や課にまたがる事業などにつきましては、既に基本的には事業の実施主体となる部や課を中心として庁内横断的に調整を行い、また、庁内あるいは市民の方を交えた協議会などを持ちながら施策を推進しているところでございます。

しかしながら、議員御質問の全庁にまたがるような重要な施策に一層取り組むための推進体制のさらなる充実が必要な場合におきましては、プロジェクトチームを設置することも必要かと存じますので、今後、施策の推進状況や必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、総務部長より答弁いたさせます。

議長（行重 延昭君） 2番。

2番（原田 洋介君） ありがとうございます。頑張っって急いでやります。

今、御答弁をお聞きしましたところ、本当にまさしく私もそのとおりだと思っております。

壇上でも申しましたけれども、これから都市間競争というものはますます激しくなると思います。市長さん、これまたよくおっしゃられますが、経営者としてのそういう経営感覚でこの行政も運営していくんだということをおっしゃられておりますが、やはり例えば物を売るという企業として、そうした企業として勝ち抜いていくためには、例えばこういうコンセプトでこういう商品売り出していくんですよというものがなければ、やっぱりその企業というものは勝ち抜いていかれません。行政運営に関しても全く同じことが言えると思います。やはり企業においても経費節減、リストラというのはもうどこの企業でもやっていらっしゃいます。違いを出すというのは、やっぱりどんどん売り出していく、そういう姿勢がないといけないと思いますので、ぜひしっかりと進めていっていただきたいと思っております。

ここでちょっと1点ほど、以前、視察に行かせていただいたまちの事例を御紹介させていただきたいんですが、静岡県の三島市というところがございます。ここは「住みたい街、歩きたい街」というコンセプトで、「街中がせせらぎ事業」というものを平成13年から5カ年計画で展開をされております。この事業を推進するに当たって、これもまた市長さんの特命課という位置づけで、まちなみ再生課、地域安全課、水と緑の課、そして防災課という4つの課から成るまちづくり部という新しい部を組織されました。この市長特命のまちづくり部が中心となって、いろいろな市民団体と一緒に協議を重ね、このせせらぎ事業を進めていかれて、本当にすばらしい景観のまちをつくっていらっしゃいます。

この三島市は、昨年度、国土交通省などが主催する都市景観大賞「美しいまちなみ賞」や、これまた国土交通大臣表彰の手づくりふるさと賞など、数々の賞を受賞されております。もちろん今、観光客がどんどん増えておりますし、ボランティアでまちじゅうの清掃をされるような市民の方がどんどん増えていって、市民のまちに対する愛着というものがより増しているというふうなことをおっしゃっておられました。市長さんもお忙しいとは思いますが、ぜひ一度この三島に行かれて、まちを見ていただきたいというふうに思っております。

市の愛着という話なんですが、市長選のお話を出すとまたちょっと嫌がられるかもしれませんが、市長さんは個人演説会などで、いろいろここまでしっかり行財政改革を進めてきて一定の成果が出てきたから、これからはどんどんやりたいことをやっていくんだということをおっしゃっていたということをお聞きいたしました。

いろいろ街なかで、青い、「We Love 防府」とか書かれたステッカーがよく張られておりますが、もちろん私も「We Love 防府」、I Love 防府でありますし、ここにいらっしゃる方はみんなI Love 防府だと思います。そうじゃない方はいらっしゃらないと思います。でも、よく言われていました、防府を守れじゃないと思うんですね、私は。やっぱりこれからはもっともっと防府から打って出て、どんどん攻めていって、防府を売り出していかなければいけない、そういうふうに思っております。

この時点で防府は、前回、一昨年4月、県央の合併協議会から離脱して、市町村合併というものはかないませんでした。でも私は、この市町村合併というものは必要であるというふうに考えております。しかし、ことしの市長選において、多くの市民の皆さんは、反対だということを表明されました。それは重く受けとめていかなければならないというふうに思っております。しかし、この県央で、現時点でかないませんでしたけれども、市長さんは市町村合併は必要なものであるという認識はお持ちであるということをお聞きしております。

これから防府が、どんどん県央できらっと光るまちにして、そして県央、県全体をリードしていくようなまちになって、逆に、言葉は悪いんですが、山口市を食ってやるぞとか、ほかのまちを食ってやるぞと、そういう気概を持って市長さんにはこのまちのかじ取りをしていていただきたいというふうに思っております。そのあたり、何か市長さんの御見解があればちょっとお伺いをしたいんですが、よろしいでしょうか。

ないようでございますので、ぜひこの防府がどんどん山口県をリードするようなまちにしていきたい、そういう気概を持ってこの防府のかじ取りを進めていただきたいということをお願いいたしまして、この項を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、人材育成について、総務部長。

総務部長（浅田 道生君） では私の方から、人材育成についてのお答えをいたします。

市の職務におけるスペシャリストの育成ということでございます。先ほど議員さんがおっしゃいましたように、激変する社会情勢の中での的確な行政運営を維持するためには、行政組織及び定員のスリム化の中で、市民の立場に立って、みずから考え、実行できる職員から成る少数精鋭の組織への改革が必要でございます。

このため職員は、各分野における専門知識にとどまらず、幅広い知識と迅速で的確な判断力あるいはバランス感覚、先見性及び創造力を身につける必要があることから、職員研修の充実を図るとともに、人事異動につきましても公正・公平・適材適所を基本に、入所後10年間の職員については3年程度で、早目の異動により、できるだけ多くの職場を経験させております。

しかしながら、住民ニーズの多様化あるいは地方分権の進展などの社会情勢の変化、技術革新の進展、たび重なる法制度の改正に的確に対応し得る高い水準の行政サービスを維持し、さらに推し進めるためには、スタッフ組織を重視した人事管理あるいは議員御質問のスペシャリストの育成も必要かと考えております。現在、市民サービスを主眼に専門職が必要とされる部署については、これは技術職ですが、保健師、保育士、科学技術職員等を採用しており、それら以外の部署については、これからも職員の資質の向上を図りながら対応してまいりたいと考えております。

なお、一般事務職員であっても高い専門性を要求される業務としましては、高度の専門知識が要求されます電算業務あるいは例規、いわゆる法令関係ですね、例規審査、またすぐれた語学力や息の長い人とのつながりが必要とされる国際交流事業、こういったことについては専門職が必要かなというふうに考えられますが、これらの部署への専門職導入につきましても、現在実施しております本人の異動希望に配慮いたしました自己申告制度というものの再検討、あるいはその育成の方法、あるいはその職務・職責の整備など、検討

すべき課題も多いかと思えます。今後、研究する必要があるかと思えますので、よろしく御理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 2番。

2番（原田 洋介君） ありがとうございます。

防府市は今、行政改革でどんどん経費削減を進められておりますが、こういった人事のこと、人材育成というの、ある意味、行政改革であるというふうに私は思っております。商業活性化とか観光資源開発というものにも、いろいろな長期的な視野が必要になってくると思いますので、今、いわゆる単発で、今年度こういう補助金がついたからこういうものをやりますよというような、ぼこぼこ何か小さいものをつくっていくんじゃなくて、そういったものも長期的に戦略的に進めていくためには、やっぱり人材であったり、担当の方と地域の方の人間関係であったりとか、そういったものも必要になってくると思いますので、ぜひそういった部門にも、しっかりと命をかけて防府のためにやるんだという職員さん、皆さんそうだろうと思えますけれども、この仕事に命をかけてやるというような方をぜひつくっていただきたいというふうに思います。何の分野でもそうですけれども、スペシャリストというと何かちょっと冷たいような感じがするかもしれませんが、結局は、だれにも負けない、これだけは負けないということ、オンリーワンの職員さんをどんどん育てていただきたいという思いでございます。

テレビの番組で、「1億人の大質問!? 笑ってコラえて!」というテレビ番組がありまして、その中の人気コーナーで日本列島観光課長の旅というものがあります。これは何かテレビの方でランダムに選んだ市町村にテレビカメラが行って、その観光課長さんと一緒にその町を案内していただいて、旅するようなコーナーなんですけれども、そこに出演される課長さんというのは、皆さん楽しいいろんな個性を持ったキャラクターの方なんです。いろいろお話を聞いていると、もう本当に10年、観光一筋でやっているんだという方もたくさんいらっしゃいます。

市の職員さん、もちろんいろいろな個性を持った方がいらっしゃいます。私もよく議会が終わって懇親会とかで、いろいろ皆さんとお酒を飲ませていただいたりするんですが、皆さんそれぞれ、お酒を飲まれても飲まれなくても、個性を持った素晴らしい方が皆さんいらっしゃると思いますので、ぜひそういったキャラクターを生かした、そういう人材というか、そういう部署も必要だと思いますので、そういうことも考えていただきたいというふうに思います。

それから、近年、議員ももちろんそうなんです、先ほど総務部長さんからもおっしゃ

っていただきましたけれども、いろいろ今、政策立案能力というものが問われていたりします。そういった中で、今現在、大学とか大学院なんかのそういった高等教育機関で、ここ数年、公共政策とか政策科学とかという、そういう新しい分野の学部等も今どんどん出てきております。新規採用でそういった学生にちょっと門戸を広げるとか、そういうところはもちろん学生の研究対象としていろいろな大学と連携してやっているということがありますので、そこで職員さんと学生の交流の中でいろいろな新しい発想とかが生まれてきたりもしますので、そういう分野での採用、そしてそういう研修、そしてそういったものもより専門的なことにつながっていくと思いますので、御検討していただきたいというふうに思います。

それから、先ほどもありましたけれども、電算の話ですが、きのう質問の中でもありましたけれども、コンピュータのサーバーのこととか議論されておりましたけれども、その中で私も思いますのは、何か一つの保守管理委託料で膨大なお金をかけるよりも、専門的なSEを新しく自分たちで雇った方が、はるかに安いお金で済んだりすることがあります。そういったこともございますので、ぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

中途半端ではございますが、もうお昼になりますので、以上でこの質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（行重 延昭君） 以上で、2番議員の質問を終わります。

昼食のため、ここで1時まで休憩いたします。

午後 0時 3分 休憩

午後 1時 開議

議長（行重 延昭君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を継続いたします。

次は9番、山本議員。

〔9番 山本 久江君 登壇〕

9番（山本 久江君） それでは、通告の順に従いまして一般質問を行います。

まず第1点は、市の防災体制と救急業務についてでございます。

近年、全国的にも大規模地震や豪雨、あるいは竜巻や台風などによる災害が多発いたしております。我が市を振り返ってみましても、防府市が大小の河川を多く有し、市街地が海岸線や山ろく近くまで広がっているという、この地域の特徴がある中で、これまで数々の災害に見舞われたことは御承知のとおりでございます。

災害は忘れたころにやってくる。最近の状況を少し拾ってみますと、1991年、平成

3年、台風19号では、この防府で瞬間最大風速58.1メートル、死者1名、負傷者32名、最長9日間の停電がございました。1993年、平成5年には総雨量498ミリの集中豪雨で死者3名、1999年、平成11年の台風18号では家屋の全壊3戸、半壊41戸、一部破損は1,410戸、床上・床下浸水は958戸に及びました。2001年、平成13年には芸予地震が発生、震度4を観測いたしております。また、2004年、平成16年の台風18号では、家屋全壊32棟、半壊48棟、一部損壊1,809棟、全市で5万1,744戸、最長5日間の停電となったことは記憶に新しいところでございます。

安全・安心のまちづくりにとって重要な災害対策、その基本は、災害対策基本法にも明記されておりますように、災害から住民の生命と暮らしを守ることでございます。災害対策は、事前の予防、事後の応急、復旧、復興の一連の対応を示すものでございますけれども、事前の予防が進めば被害が少なくなり、事後の対策も軽減されます。自然現象を災害に発展させないためにどのように対応することが求められているのかを考え、平常時の災害予防対策を進めていくことが大切であると思っております。

ところで、災害対策基本法は、自治体の責務として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、関係機関やほかの公共団体と協力をして、地域ごとに防災計画を作成し、施策を実施することといたしております。防府市でも地域防災計画が立てられておりますが、今後の取り組みにつきまして、以下6点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず第1点は、自主防災組織の育成についてでございます。

近年、地域の防災対策につきまして、自助、共助、公助の必要性が強調されております。特に阪神・淡路大震災を契機といたしまして、地域住民による組織的な相互扶助活動としての共助に関しては、その重要性が強く再認識されております。もし地域に地縁団体や自主防災組織がない場合を考えますと、市民個人と行政という関係のみが頼りとなりまして、災害時における個人の対処力は限られておりますことから、さらに被害を広げていくこととなります。こうした事態を避ける上でも、地域で組織的に対応できる体制を準備することが必要でございます。防府市におきまして、こうした自主防災組織がどのようなになっているのか、またその育成につきまして、今後の取り組みをお尋ねしたいと思います。

2点目は、防災会議への市民参画についてでございます。

防災基本計画に基づき作成されております地域防災計画は、自治体の防災施策のかなめとなるものでございます。これは地域防災会議または市町村長が作成し、毎年検討を加え、必要に応じて修正することとされております。市の防災対策は、市民などの防災活動への関与なしには防災計画の実行は困難です。防災対策の主な対象は市民であり、その当事者

が防災会議の構成員となることは、極めて重要なことではないでしょうか。市民参画につきましてどのようにお考えか、お尋ねをいたします。

3点目は、防災行政無線の整備についてでございます。

市が防災情報を収集し、市民に対して防災情報を周知するために整備が求められている防災行政無線でございますが、市の後期基本計画の中でも、各種の気象情報や災害情報を市民に迅速かつ的確に伝達するため、同報系無線機器の整備や体制づくりに努めると基本計画の中ではうたっております。同報系無線の整備を今後どのように進めていかれるのか、お尋ねをしたいと思います。

4点目は、避難施設の耐震化についてでございます。

全国的にも公共の防災関係施設の安全化、すなわち耐震補強対策は大変おこなわれております。しかし、避難場所への対策は、最も基礎的にして、防災計画の実行要件にかかわることから、安全・安心の地域づくりの観点からも最優先の課題ではないでしょうか。小・中学校校舎の耐震化につきましては、これまでもたびたび取り上げさせていただきましたが、それらを含む市内71カ所の指定避難場所の耐震化の現状と今後の対策についてお聞かせください。

次に、5点目として、災害危険箇所への具体的取り組みについてお尋ねをいたします。

市内には急傾斜地崩壊危険地、土石流危険渓流、土砂災害危険箇所、さらに河川、海岸、ため池などの災害危険箇所が相当数ございます。これらへの対応は、災害発生を予防、抑制する事前対策、いわば予防的防災の重視が必要です。基本計画では、災害発生要因の排除、河川改修事業、急傾斜地崩壊防止事業、海岸保全など、計画的にこれらを進めるといふふうになっておりますが、具体的防止策について今後どのようにしていくのか、お尋ねをいたします。

6点目、災害時要援護者への支援についてでございます。

市防災計画では、平常時から災害時要援護者へ配慮した防災対策を推進するとなっております。災害が発生したとき、また避難生活を余儀なくされたとき、高齢者や心身に障害のある方、子どもや妊婦、また外国人にも特別の配慮と援助が必要となります。支援体制の整備に今どう取り組んでいるのか、お答えをお願いしたいと思います。

大きな2点目は、増加する救急需要への対応についてでございます。

急病や負傷、交通事故などで、昨年の救急車の出動件数は4,752件ございました。5年前と比較をいたしまして、何と1,000件近くも増えております。これは1日平均約13件となりまして、年々増える傾向でございます。5隊の救急隊が出動要請にこたえているわけですが、今後どのように対応していくのか。交通渋滞の増加や同じ地域で多く

の救急が発生した場合など、市民の要請に的確に対応できるのかどうか。さらに、こうした増加傾向は今後ますます加速するのではないかとと思いますが、増え続ける救急需要への対応をどのように行っていくのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、男女共同参画推進についてお尋ねをいたします。

市が将来にわたり住民本位の活力あるまちづくりを進めていくためには、市の施策や方針の立案、決定の場に多様な視点を取り入れて議論し、市民のさまざまな意見や考えが反映されることが必要でございます。特に、男女がともに参画することは、男女共同参画社会を実現する上で極めて重要なことでございます。

こうした中で、防府ハーモニープラン21、第2次防府市男女共同参画推進計画でございますが、2003年、平成15年度から2007年、平成19年度までの計画となっておりますけれども、この4つの基本目標、すなわち人権が守られる社会づくり、男女共同参画社会への意識づくり、あらゆる分野への男女共同参画づくり、そして自立を支え豊かに生きる社会づくり、この4つの基本目標を目指し、現在取り組みが進められております。

政策方針の決定の場への参画では、市の審議会、委員会などの女性委員の比率の目標をプラン最終年の来年度末には30%とし、行政や地域、職場などの社会のあらゆる分野で男女の等しい参画を進めるとしてあります。そのために、積極的な登用活動、ポジティブアクションを展開することにより女性の登用を促進するとともに、女性委員のいない審議会などの解消に取り組まなければならないとうたっております。

ところが、ことし4月1日現在の女性委員の比率は24.4%、プラン作成時の平成14年3月31日現在で女性比率が22.2%ですから、伸びてはおりますけれども、目標とする30%にはとても及びません。県の審議会等委員については、きらめき山口ハーモニープランの中で、今年度までに公募制の拡大など女性登用のための条件整備を進め、30%以上とすることを目標に取り組みが行われましたが、県では7月1日現在で30.9%となっております。また、国の審議会等委員につきましては、9月30日現在の資料ですが、31.3%となっております。

プラン最終年の来年度に向けまして、女性委員の登用をどのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをしたいと思います。

質問の2点目は、市の管理職への女性職員の登用についてお尋ねをいたします。

この点につきましても、ハーモニープラン21では、数値目標はないものの、女性職員の職域の拡大と管理職の登用に取り組み、職務分担の男女平等化を進めるといたしております。ところが、ことし4月1日現在の市の女性管理職は、管理職総数81人中1人、1.2%でございます。この1.2%という女性比率としては、県内13市の中で最低と

なっております。光市では女性比率は18%でございます。行政における男女共同参画を進めていくために、もっと積極的な取り組みが必要だと思っておりますが、どのようにお考えでございましょうか、御答弁をお願いいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（行重 延昭君） 9番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） それでは、防災体制についての御質問にお答えいたします。

私は市長に就任して以来、市民の安全・安心を最重要課題として市政運営を行ってまいりましたが、近年、全国的に豪雨や台風による大きな被害が発生し、昨年は県内でも錦川のはんらんによる被害が発生するなど、防災体制についてさらに充実しなければならないと考えております。

御質問の自主防災組織の育成についてでございますが、防災で被害を最小限に抑えるためには、行政の力だけでは限界があり、自助、共助、公助のうち、自助、共助の重要性が叫ばれておりますが、私も地域の皆さんによる防災活動の礎となる自主防災組織の組織率の向上が必要であると考えております。このことは機会あるごとに各自治会へ説明とお願いをし、組織づくりも進んでいるところです。

防府市の自主防災組織率は、平成17年3月の15.6%から本年12月には30%に向上し、14.4ポイントの増となっております。今後も自主防災組織の組織率の向上を目指し、活動の援助策も検討し、引き続き組織力の向上と組織の充実強化に努め、災害に強いまちづくりを目指したいと考えております。

次に、防災会議への市民参画についての御質問でございますが、防災会議の委員を定めている防府市防災会議条例は、市町村防災会議条例の準則に沿った制定をしております。防府市防災会議委員の任命は、この条例第3条第5項第1号から第7号の規定により任命しております。現在の条例では、防災の関係機関等の職員や有識者以外の一般市民の方は委員に任命することができませんが、今後、他市の状況等も参考に、条例改正が必要かどうかを含め検討してまいりたいと考えます。

3点目の防災行政無線の整備をどのように進めるのかの御質問でございますが、私は、市民への情報伝達手段の多様化や迅速化を図る上で同報系の防災行政無線の整備は急務であると考え、早期に整備したいと考えております。

4点目の避難施設の耐震化についての御質問ですが、防府市地域防災計画で指定しております避難場所には、公民館、小・中学校、福祉センター、その他の施設があります。そのうちの大半を占めます小・中学校施設や公民館、福祉センターの施設につきましては、

基準に基づいて第1次耐震診断を実施し、その結果により、改築あるいは補強を前提とした耐震化推進計画を策定することとしております。

5点目の災害危険箇所への具体的防止策についてでございますが、市内には、山口県の調査によると土石流危険渓流が243カ所、地すべり危険箇所が10カ所、急傾斜地崩壊危険箇所が302カ所と、合計555カ所の災害危険箇所が存在しております。このことから、県は平成13年に施行された土砂災害防止法に基づき、平成16年度より、これらすべての土砂災害危険箇所について基礎調査を実施するとともに、昨年5月、土砂災害の起こる危険性のある箇所の地域の方々に、大雨など、いざという時のために土砂災害危険箇所マップを配布しております。

今後は、市民の安全・安心を確保するため、県と一体となって、土砂災害警戒区域等の指定や警戒避難体制を確立するなど、ソフト対策の充実に図りながら、河川改修事業をはじめ海岸高潮対策事業や危険ため池改修事業等を実施してまいります。

6点目の災害時要援護者への対応についてでございますが、私は、災害時要援護者の対応で一番重要なことは、自助、共助が大切であると考えております。このため、最初の御質問でお答えいたしました自主防災組織づくりをお願いする際に、災害時には災害時要援護者も含め、お互いが協力し合い、助け合うことができる自主防災組織づくりが大切なことであるとお話ししているところでございます。

市といたしましても、災害時要援護者またはその御家族など支援を必要とする方々のため、インターネットまたは携帯電話のメールなどで直接、避難勧告などの災害時避難支援情報を送信することができるシステムを本年8月に導入したところでございます。このシステムを利用していただくためには利用希望者の登録が必要となりますが、システムに登録していただくために、本年8月1日から市広報や自治会長、民生児童委員さんを通じ、市民の皆様にお知らせし、登録申請の受け付けを開始しております。また、この情報提供は来年4月から開始する運びとなっております。市の防災体制がより充実し、安全・安心なまちづくりのため、今後も積極的に取り組んでまいります。

残余の御質問につきましては、消防長、総務部長より答弁いたします。

議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（松永 政己君） 増加する救急需要への対応についてお答えいたします。

全国的な救急需要の増加は、本市におきましても例外ではございません。議員が御指摘されましたとおり、平成13年から平成17年にかけて20%の増加となっており、今後の救急需要につきましても増加傾向が続くものと思われまます。

このように増加する救急需要に対しましては、本市では各署所に配置しております救急

車3台の同時出動や、本署からの二次出動により対応しているところでございますが、火災、救助等の対応に支障を来すこともございます。

最寄りの救急車が出動中、さらにその近隣で事案が発生した場合には、他の署所の救急車で対応しているところでございますが、119番通報で聴取した内容から救急車が必要と判断される場合には、消防隊を出動させ、対処する体制の整備を行っているところでございます。さらに、増加する救急需要に備えるため、また市民の安全・安心な暮らしを守るために、本署の救急体制の増強を検討しているところでございます。

また、救急出動には適正でない利用もありますので、救急車の適正利用につきまして、市広報及びホームページ、そのほか普通救命講習等の機会をとらえまして幅広く広報を行い、真に緊急性のある傷病者の救急車利用に支障がないよう、市民の御理解、御協力をお願いしているところでございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 9番。

9番（山本 久江君） それでは、再質問と、また意見も述べさせていただきたいと思いますが、まず最初に、自主防災組織の育成についてでございます。

市長の御答弁の中で組織率30%と、14.4%の伸びで、非常にこの育成に努力がされているという御答弁でございました。全国的にも自治体や消防署などの呼びかけで組織化が進められておりますけれども、同時に、既に結成されている地区では、その活性化や後継指導者難といった問題も抱えているようでございます。

市民生活にとって日常的に必要性を感じさせない、こうした組織を有効に機能できるようにしていくことは、大変難しい、ある意味では難しいことでございますけれども、多くの市民が地域の構成員として積極的に防災活動を担っていくという意識を育てていくことが、私は大切だというふうに思います。この点での市のさらなる努力を今後ともお願いしたいと思います。

一方で、全国では、市民が主体となって取り組んだ防災まちづくりというの、大変注目をされております。ここで国分寺市の例を紹介したいと思いますが、国分寺市では、1981年、ですからもう20年以上も前ですけども、1981年以来、防災まちづくり推進地区事業という、こういう事業を地域団体と市が協働で取り組んでおられます。地区で自主的に結成されている防災まちづくり組織と市が協働で、例えば地域の環境整備とか、それから防災施設の整備あるいは住民防災体制の形成などを進めて、地区の防災力の向上を図ることを目的に奮闘されているようでございます。現在では市内7地区で取り組まれておりまして、防災診断の地図づくりとか、それから地区の防災計画づくり、それか

ら地区環境の改善や施設の管理活動、あるいはまた防災活動組織づくりや訓練が日常的に進められておると。自主的な市民のそういう団体が、さまざまな活動を通して防災まちづくりへの取り組みを進めておられる、こういう先進的な例がございます。

市としても自主防災体制の確立に今後とも積極的な支援をお願いしたいと思ひまして、この項を終わらせていただきたいと思います。

次に、1にかかわる問題でもあるんですが、災害時の支援体制ということで考えれば、災害が1つの自治体に限らず広域に及ぶ場合があるわけで、ほかの自治体との相互応援協定等の締結について、このあたり、市としてはどのようになっているのか、この点をお尋ねしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（松永 政己君） 今の件についてお答えいたします。

山口県内広域消防相互応援協定というのがございまして、これは県内の市町、それと県内の消防組合が協定いたしておりまして、その自治体で対応できない場合につきましては応援を求める協定が整っております。また、中国自動車道、山陽自動車道で大規模な災害、交通事故、火災等が起きましても、同じような消防相互応援協定が結ばれております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 9番。

9番（山本 久江君） こうした協定が結ばれているということでございました。有効に機能すれば、二次被害の拡大防止に効果を発揮するというのが全国の経験ですので、今後ともこの協定を生かし、さらに広げていかれるように要望をさせていただきたいと思ひます。

次に、2点目の防災会議への市民参画についてでございますが、現在、防災会議の委員は、御答弁にもありましたように、1号から7号委員まで、市長を会長として、市長を除く26名の委員で構成をされているようでございます。指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者、これが1号ですね。2号が、県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者。3号は、山口県警察の警察官のうちから市長が任命する者。4号委員が、市長がその部内の職員から指名する者。5号が教育長であり、6号が消防長及び消防団長、そして7号が、指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命をする者というふうになっておりまして、市民の参画がございません。

全国でも、この市民参画という点ではなかなか例として取り上げているところが余りないわけですけれども、考えてみますと、防災対策の主な対象が市民であると。そして、災害対策基本法の7条にも住民等の責務ということも規定されておりますけれども、この災

害の防災対策の当事者がこの防災会議の構成員にいないということは、私は極めて不十分であろうと思います。

今後の課題としてということでもございましたので、改めて強く要望いたしておきますが、先ほど御紹介をいたしました国分寺市では、確かに条例上は、市民の参画という点では防府市と同じように少ないわけですが、国分寺市民防災推進委員という、こういう推進委員が設置をされておりまして、そして市民参画による防災都市づくりを総合的に進めておられる、こういうことをお聞きいたしました。条例上、市民参画がなかなか難しい中で非常に工夫された取り組みだというふうに思いますので、こういう形ででもぜひ検討をいただけたらなというふうに要望いたしておきます。

それから、防災行政無線ですけれども、これは早急に整備をしていくという御回答でございましたので、よろしく願いをいたします。

それから、4番目、避難施設の耐震化についてでございます。これは今後、財政的な問題もありますが、災害時の避難施設ですので、早期に耐震化を図っていただきたいという、これは強く要望しておきます。

ここでお尋ねをいたしますが、避難施設だけではなく、ライフラインの耐震化も極めて重要な問題であろうと思いますが、市の水道施設の耐震強化計画についてお尋ねをしたいと思います。

防災計画では、具体的に目標を定めて計画的に事業を推進するというふうに防災計画の中でうたわれておりますけれども、現状はどのようになっているのか、そして今後どういうふうな取り組みをされていくのか、この点で御回答をお願いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 水道局次長。

水道局次長（井上 孝一君） それでは、水道施設の耐震化についてお答えいたします。

現在、水道耐震化計画につきましては、策定中でございます。しかし、御承知のとおり、阪神・淡路大震災以来、耐震管路の研究がなされ、災害に強い耐震性を考慮した鋳鉄管等の布設替えが進んでおります。本市におきましても、管路の更新の際には、耐震化に向けて十分な対策を講じているところでございます。また、配水池等の耐震化につきましても、現在、震度7までの地震の強度に耐える施設を構築しておりまして、災害に強い水道施設を目指し、今後とも防災体制の整備に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（行重 延昭君） 9番。

9番（山本 久江君） 現在策定中ということでもございますけれども、地域防災計画を絵にかいたもちに終わらせないために、ぜひともこの点でも意識的な努力をお願いしたいということで、これも要望をいたしておきます。

項目が多いので要望事項が多いわけですが、もう一つお尋ねしたいことは、避難施設のもう一つの課題であります施設のバリアフリー化ですね。今後はユニバーサルデザインにするということが大事だと言われておりますが、午前中の質問でもトイレの問題もありましたけれども、小・中学校のトイレ、それからそれ以外にも避難所はあるわけで、これらの施設改善はどのように進められているのか、今後どのように取り組んでいけるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 教育次長。

教育次長（和田 康夫君） 私の方からは、小・中学校並びに公民館の施設についてお答えをいたします。

トイレの洋式化の件につきましては、先ほど御回答をいたしました。体育館のトイレにつきましても、21年度までにそれぞれ設置をしていく予定でございます。また、公民館の方につきましても、現在、安全・安心という事業、計画をもちまして、最優先の課題で今後取り組んでいこうというふうに、今、考えております。

議長（行重 延昭君） 9番。

9番（山本 久江君） 教育委員会だけになりますかね。

避難施設の施設改善というのは、多額の予算もかかってまいりますし、計画的な整備が必要だと思いますけれども、日常的に安全で安心して利用できるように整備、修繕することが非日常時にも役割を果たしていくという、こういう観点で、ぜひとも力を入れて継続的に取り組みをお願いしたいと思います。具体的な整備計画まで立ち入ってお聞きしたいと思うんですが、ほかの項目もありますので、また後の質問に譲りたいと思います。

次に、災害危険箇所につきましてお尋ねをいたします。これは、この点でも要望をいたしておきます。

先ほど市長からも御答弁をいただきましたが、災害危険箇所につきましては、計画的な整備と市民への周知という点で、昨年5月にハザードマップ等も配布をされたようでございますけれども、災害危険の現状を市民と共有していくというこの観点ですね、そして協力して地域防災を推し進めていくということが、私は大変大事なことだというふうに思いますので、情報提供をしっかりと行っていくと同時に具体的な対策が図られていくこと、そしてそのことがきちんと市民に伝わるように今後取り組みをお願いしたいというふうに、これも要望をさせていただきます。

それから、最後の項目、災害時の要援護者への支援についてでございます。

これは昨年3月に、内閣府の集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会と、こう長い検討会ですが、この会が災害時要援護者の避難支援ガイドライ

ンというのを実は発表いたしております。そして、この災害時要援護者に対してどういった課題があるのかということで、1つは情報伝達体制の整備ということ、それから2つ目に災害時要援護者情報の共有、それから3つ目に災害時の要援護者の避難支援計画の具体化、こういう3つの点が検討会で挙げられております。また、その中では一人一人の要援護者に対しまして、避難支援計画を一人一人の援護者に対して計画を作成する、そして自治体は福祉関係者に対する防災研修を定期的を実施していく、こういうことが求められる、こういう提起がなされております。

市におきましても、大事なことは高齢者や障害者団体あるいは福祉関係者にぜひとも紹介をして、具体化について話し合うことが今の時点で非常に大切だなというふうに思っておりますので、そういった取り組みも含めて今後の市の取り組みとしていただきたいというふうに思います。

全体を通じて改めて地域防災計画を見ながら思いますことは、災害対策の基本として大切なこと、これは自然現象を災害に発展させない取り組み、そして、予防こそが災害対策の基本であるということを計画を見ながら痛感いたしました。安心・安全なまちづくりがかけ声だけに終わらないように、日常的にしっかりとした取り組みが必要であろうというふうに思います。

市長、改めて、災害から市民を守る、この御決意のほどをお伺いしたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 決意はいつも変わらないものでございまして、改めて申し上げることはないわけですが、災害が起こらないことを願うと同時に、万が一災害が起こっても、事前にいろんな面での対応をしていかなければならないという先ほどの議員のお言葉も、私は全くそのとおりだと思っております。年に2回、国土交通省の方に災害関係の高潮等々の陳情にも上がっておりますが、1級河川佐波川を抱えておりますだけに常に緊張の連続でございまして、市民の安心・安全の確保のために、これからも真剣に取り組んでまいりたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 9番。

9番（山本 久江君） ありがとうございます。

もう1点、救急需要の点でございますけれども、新たな救急体制の強化という点で非常に大事だというふうに思いますが、需要の伸びが著しく、もう待ったなしの状態でございますけれども、例えば救急車の数、これは整備指針では人口3万人に1台という、こういう指針も出ているようでございます。関係者の方々から聞きますと、こういった指針も近

い将来変えていかななくてはならない、全国的なそういう動きもあるというふうに聞いておりますが、一応そういう整備指針もございますが、この救急車の数と、それから人員について、今後増やしていくことが必要ではないかというふうに私は思うんですが、このあたりいかがでございましょうか、改めて質問させていただきます。

議長（行重 延昭君） 消防長。

消防長（松永 政己君） 救急車及び人員の配置についての御質問にお答えいたします。

議員のおっしゃいますとおり、消防力の整備指針では、おおむね人口3万人ごとに1台の救急車を配置することとされておりますことから、現在、防府市の人口11万9,000人に対しまして、現在の救急車の配置状況につきましては、山口市の受託区域を除きまして、本署に1台、南、東の出張所に各1台の合計3台で、救急救命士14人を含んだ救急隊員20人を配置いたしまして、救急車1台に対しまして救急救命士1人と救急隊員2人が常時乗車し、運用しているところでございます。また、本署には法定点検及び車検時の予備車として高規格対応ではない救急車1台を配備しており、救急事案がふくそうするような場合には二次救急として出動させているところでございます。

議員がおっしゃいました人口おおむね3万人に1台ということにつきましては、その自治体の実情に応じて配備することというふうになっておりますので、これも今後検討していきたいと思っております。

議長（行重 延昭君） 9番。

9番（山本 久江君） 市民の命と安全にかかわる問題でもございますので、今後十分な検討をよろしくお願いしたいと思います。

以上で1の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は、男女共同参画推進について、総務部長。

総務部長（浅田 道生君） それでは、男女共同参画の推進についての御答弁を申し上げます。

男女共同参画社会を実現をする上で、政策や方針決定の過程に男女がともに参画し、それぞれの意見を反映させることは極めて重要なことであると認識をいたしており、積極的に取り組んでいるところでございます。

審議会、委員会等への女性委員の登用につきましては、平成9年度に策定いたしました第1次防府市男女共同参画推進計画、防府ハーモニープラン2.1におきまして、女性委員の比率を20%にすることを目標として掲げ、これに向けて女性の登用を推進した結果、女性委員の登用率は、平成9年度の15.56%から5年後の平成14年度には22.22%まで上昇いたし、目標を上回る成果を上げたところでございます。

さらに、平成14年度に策定をいたしました第2次防府市男女共同参画推進計画では、平成19年度までの目標を30%に引き上げ、これを実現するための具体策として、行政改革の取り組みの中で制定をいたしました防府市附属機関等の設置及び運営に関する要綱におきまして女性委員登用の目標値を掲げ、改善に向けて、進捗状況を毎年チェックするなど、全庁を挙げて取り組んでおります。

しかしながら、平成18年4月現在の女性委員の割合は24.37%、さっき議員の質問と若干端数がちょっと違いますが、24.37%と、登用率が伸び悩んでいる状況でございます。

女性委員の割合が順調に増加しない原因といたしましては、条例等によりまして委員が関係機関の代表者あるいは専門的な学識経験者に指定されている場合に、女性の該当者がおられなかったり、あるいは各団体からの推薦に基づく選出方法の場合において、女性の推薦が少ないため、登用が極めて難しいという状況にはございます。したがって、専門分野での人材発掘や推薦団体の協力を一層進める必要があると考えております。

いずれにいたしましても、今後も目標達成に向けて、いま一度、委員構成の見直しを行い、県が設立をいたしました女性人材バンクの活用や関係団体の御協力を得ながら、努力をしまいたいと思っております。

次に、市の管理職への女性の登用についての御質問でございますが、第2次防府市男女共同参画推進計画において、行政における男女共同参画の推進施策として、女性職員の職域の拡大と管理職への登用に取り組むとともに、職務の分担の男女平等化の推進を掲げております。

現在、女性職員にも男女の区別なく、あらゆる職域の中でさまざまな職務に従事をさせておりますが、女性の管理職につきましては、議員さん御指摘のとおり1名で、行政職での管理職全体に占める割合は1.4%弱というふうになっております。また、行政職のうち、女性職員数は全体で176人で、全体に占める割合は26.9%となっております。平成14年度と比較いたしますと、定員適正化計画に基づき職員数を削減しておりますが、近年、女性職員の採用割合が増加しているため、女性職員の割合は1.7ポイントほど増加いたしております。また、係長以上の女性職員は、管理職が1人、課長補佐が3人、係長が9人の計13人増えておりますが、その割合は9.2%から16.5%と着実に増加をいたしております。

なお、現在55歳以上の職員で一般行政事務職に採用した86名のうち、女性職員は2名でございますが、それぞれ管理職と課長補佐に登用をいたしております。

今後ますます多様化する行政ニーズに的確にこたえるためには、男女の区別なく、管理

職としてふさわしい人材の育成に努め、政策・方針決定能力を有する人材を登用し、より質の高い市政を進めることが必要と考えており、引き続き適材適所を基本に、職員の能力、実績、意欲、適性等を考慮して、積極的に女性職員の管理職への登用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 9番。

9番（山本 久江君） ここでちょっと質問をさせていただきますが、審議会等委員の中で、女性委員がゼロであると。女性委員がないという、この審議会はどのくらいあるのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 全体で今、72件ぐらいの審議会等を抱えておりますが、そのうち女性がゼロの審議会は16件ほどございます。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 9番。

9番（山本 久江君） 総務部長さんからいろいろ御答弁もいただき、今後、積極的に取り組んでいくという、こういう御回答でございましたけれども、現実は大変 男女共同参画、長年にわたってこういったハーモニープラン等も計画も立てながら努力されても、こういう状況にあるわけですね。

特に私、感じたことは、市の管理職の中で女性管理職が1名だと。県内13市の中でも最低だという、この現実にもっと行政としても努力が必要ではないかというふうに痛感をいたしました。県の職員の女性管理職の比率は大体4%前後で推移しておりますけれども、県内13市の状況、例えば下関市などは5.7%、あるいはお隣の山口市も5.4%とか、岩国も4.4%とか、あるいは周南市3.7、山陽小野田9.1とかですね、それなりに、私も議員になりまして20年ちょっと、この問題についてはずっと一貫して取り組んでいるんですが、なかなかこの女性管理職の登用が難しいという状況が続いております。ぜひ市長さんにおかれては、やはり非常に有能な人材が、本当に市役所、市の職員の方、ありますので、ぜひ積極的な登用を図っていただきたいということを要望いたしておきます。

また、女性委員がない審議会が16あるということは、これはさまざまな事情があると思うんですけれども、意識的に女性委員の登用をしない限り、自然に伸びるものではございませんので、ハーモニープランの中にも書いてありますように、積極的な施策を打って出ないと難しいと思いますので、改めて、来年度は最終年度でございますので、全力を

挙げてこの数値目標達成のために御努力をいただきたいというふうに思います。

ここで質問なんです、ハーモニープラン21は先ほども言いましたように来年度で計画が終わりますが、今後の計画づくりで市として考えておられる新しい視点とか課題がありましたら、御答弁をお願いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 総務部長。

総務部長（浅田 道生君） 今後の新しい、何か取り組みの新しい分でございますか。

はい。御案内のとおり、19年度で終わりますから、この次には新たな計画をつくるということになりますが、今現在、庁内でワーキング・グループを設置いたしまして、内容の検討を進めておるということでございます。

また、これと並行いたしまして、いわゆる市民の方にアンケートを実施いたして、今、分析をいたしているところでございます。今後、そういったアンケート結果なり、あるいはそういった実情なりを全体的に検討した中で、また新たな取り組み項目があるのであれば、それを取り入れていきたいというふうに考えております。

先ほどの御意見にも通じるんですが、いわゆるそういった形の審議会等へも、積極的に取り組んで入っていただくということも、一つの小さな枠ではございますが、それも一つ拡大していくことを努力していきたいというふうに思っておりますし、特に今まで女性になかなか入ってこられなかった分野についても、積極的にお入りいただくというのも一つの方法かなというふうに考えております。

いずれにいたしましても、そういったアンケートなり、あるいは庁内のワーキング・グループの中で、今後の取り組み項目を新たに設定していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（行重 延昭君） 9番。

9番（山本 久江君） 部長さんの方から、新たな取り組みの、努力しているというお話でございましたけれども、ここで御紹介したいのは、国が4月4日、男女共同参画推進本部ですが、ここが決定した国の審議会等における女性委員の登用の促進についてという文書があるんですが、新たな数値目標を国として設定いたしております。

審議会等の委員につきましては、平成32年、西暦2020年までに、国は男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならない状態を達成するように努めると。そして、当面の目標として、平成22年、西暦2010年度末までに女性委員の割合が少なくとも33.3%となるように努める。これが国の方向です。それから、今までなかった専門委員についても規定しておりますが、平成32年、西暦2020年までのできるだ

け早い時期に、女性委員の割合が少なくとも30%となるように努める、これは専門委員ですね。それから、当面の目標として、西暦2010年度末までに女性委員の割合が20%となるよう、専門委員が20%となるように努めると、こういう国が方向性を出しております。これも大いに参考になるかというふうに思いますが、全市を挙げての努力を期待したいというふうに思います。

市長さんもきらりと光る防府市政ということをよく言われますが、女性がきらりと光らない限り、やはりきらりと光るまちづくりということはなかなか難しいのではないかと。女性がきらりと光ることで男性も光っていくという、この男女共同参画社会の実現に向けて、ぜひとも御努力をお願いしたいと思います。最後に、この点での市長さんの御決意をお伺いいたします。

議長（行重 延昭君） 市長。

市長（松浦 正人君） 私は終始一貫、女性の登用には積極的に取り組んできたつもりでございます。深く御理解をいただきたいんですが、先ほど答弁でも申し上げておりますが、現在の市の職員の中で55歳以上、要するに管理職としてその年代が中心になってくるわけですが、その中に女性が2人しかいないという現実。したがって、2人丸々仮に管理職になったとしても、数値はわずか上がるだけのことでございまして、絶対数が足りていないという、それは30年前、40年前の採用が少なかったということに起因しているんだろうと思うわけでありまして。

現在では女性の採用の方が私は多いような気がしております。高卒は言うに及ばず、大卒の新入職員の採用におきましても、上位にいるのは女性の方が圧倒的に多いというような感じを私は抱いております。ですから、近い将来、必ず管理職の中の半分以上が女性になるという時代が、あるいは30年後が近い将来なのか、20年後が近い将来なのかはわかりませんが、そのころになったら、そういう時代がやってくると私は考えているわけでありまして。

そしてまた、審議会等々につきましては、そもそもその審議会を形成するに足る団体の中に、女性が一人もおられないところもあるわけでありまして、例えば自治会連合会からお一人お願いしたいとお願いをしても、自治会連合会の会長の中に女性が一人もおられないわけでありまして、そういうふうな万やむを得ない状態の結果、ゼロというような事態も起こっていると、このようにも感じております。

言われる趣旨はよくわかっておりますので、女性が入りやすい、女性が登用しやすい、そういう観点からも見ていかななくてはいけないと、このように感じております。これからも積極的に女性の社会進出あるいは登用について努力を続けてまいりますことはお約束い

たします。

議長（行重 延昭君） 以上で、9番議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 次は10番、重川議員。

〔10番 重川 恭年君 登壇〕

10番（重川 恭年君） 本日最後の質問になりました。新人クラブの重川恭年でございます。

本日、質問の1点目は、（仮称）スクールポリス制度の導入についてでございます。これは昨日の木村議員あるいは藤本議員、それから17年12月議会の高砂議員の子どもの安全・安心というところと一部重複する部分があるかも知れませんが、御了解いただきたいと思います。

昨今、子どものいじめが、虐待とか、全国各地で問題となっております。毎日毎日のメディアで報道されない日はないに等しい今日でございます。この原因は一体何でしょうか。太平洋戦争後60年間の大きな社会環境の変化にも、その原因があると考えております。その原因を追求すれば、数限りない原因が挙げられます。地球環境の変化あるいは社会全体の仕組みをはじめとして、無限の事柄が挙げられると思います。もちろんいじめや暴力なるものは、戦前、いや昔から多かれ少なかれあったと思いますが、現在報道されているいじめによる子どもの自殺などは、異常と言われるものではないかと思っております。時あたかも安倍内閣のもとで、教育基本法改正の議論がなされております。このことについて、今、どうこう言うわけではございません。

毎日の報道を見聞しておりますと、子どもたちは今、大げさに言えば、ほんの一部かもしれませんが、命がけで学校に通っていると言っても過言ではないかもしれません。この学校に通うことが命がけということは、異常なことではないでしょうか。この命がけという意味も多種多様にありまして、通学途上の交通事故をはじめとして、不審者による声かけ、あるいは誘拐、そしていじめに至るまで、さまざまな形態があります。

先ほども言ったように、昔からそれぞれに問題はあったと思いますが、本日ここで提案、質問いたしますのは、昨今の報道で見聞するいじめの問題であります。

このいじめという定義もなかなか難しい面があろうかと存じます。そして、肉体的に及ぶいじめ、また言葉や精神的苦痛を与えるいじめ、さらには与える側と受け取る側の解釈、その度合いなど内面的な問題もあり、なかなか一概に判別しにくい面もあると思っております。そのことがこの問題を複雑で、あるいは表面化、陰湿化、困難にしている遠因でもあろうと存じております。

子どもたちを健全に育てることは、家庭、学校、地域社会がそれぞれの分野で協力し合いながら進めるものだと思っておりますが、今、その構図もかなりねじれているのが現状ではないでしょうか。大人も子どもも、家庭、学校、地域社会も同様でございます。

さて、いじめはなかなか実態把握が困難であると思われると申し上げました。また、陰湿化しているのではないかと考えていると申し上げました。しかし、多くの事例では、子どもからそのサインが出ているとも言われております。このサインを事前にキャッチして、防止策をとることが必要であろうかと思っております。事が起こってから、その責任がだれにあったのか、どこにあるのかを追及し合うよりも、予防措置が大切であると思っております。そこでスクールポリス制度を提案するわけでございます。外国でも例があるようでございます。

さて、いよいよ団塊の世代と言われる人たちの大量退職の時代を迎えます。会社員や公務員など多くの日本社会を支えてこられた方々、その中にはさまざまな職種の方がおいでになり、それぞれに専門性をお持ちの方たちもおいでになります。長年の人生経験、職業経験を積んでこられた方々が、その専門性を十分に発揮して、いじめ対策に貢献できれば、子どもたちにとっても、また大人にとっても、両者ともに喜びが得られるものではないかと思っております。

しかし、いじめは犯罪であるという認識に立って、もちろんいじめる側、あるいはいじめられる側にも言い分はありますが、その両者の事前の兆候を察知して適切な対応をすることが、この問題を解決する糸口になると思われまます。いじめによって傷つく児童・生徒をこの防府からは出さないという認識に立って対応することが大切であります。

重ねて言いますが、いじめは昔からあったと思ひますし、今後も人間が生活する上では生じるとは思ひますけれども、家庭、社会、学校、教育委員会を含む教育現場が、大人の側からの解決策を模索し、また間違った解決策、シグナルを送ってきたことも事実ではないかと思ひます。そのようなことが、見て見ぬふりをして過ごしてきた大人側の隠蔽体質あるいは事なかれ主義もあって、これまで全国で何人ものとうとい命が失われてきた一因にもなってきたのではないかと思ひます。

私たち大人も、一人ひとりが大人としての責任を果たすべく、また学校、教師だけでは対処し切れないいじめや犯罪から善良な児童・生徒を守るため、大人の責任で、仮称ですけども、スクールポリス制度を提案するものですが、御見解をお伺いいたしたいと存じます。

次に、大きい項目の2番目になりますが、現在、全国各地で、我がまちの活性化策として、地域ビジネス、地域ブランド等の起業、そして創出が盛んに行われております。防府

市においてもそのようなことが実現できないものかということでもあります。全国に名前が通用する、世界に名前が通用するものの創出であります。

一企業ではできない、一つの学校だけではできない、あるいは役所、行政だけではできないことも、数多く存在するのではないかと考えております。そこで、今、全国的に展開されていることは、産学官の共同事業などであります。今、防府に一番必要なものは、高度教育機関や研究施設あるいは産学官交流施設ではないでしょうか。そういうふうに思っております。幸いにして防府市には、旧2市6町の広域で構成、設置された地場産業振興センターも置かれております。これらも含め、ぜひ産学官の新事業支援ができる体制をつくることこそが、将来、県央にきらりと光る防府市をつくる源になると確信いたしております。

それで、経済産業省による補助メニューも盛りたくさん用意されております。例えば新事業支援施設整備費補助金の目的あるいは概要には、新たな技術やアイデアを迅速に事業化することを支援し、将来の地域経済の牽引役である中小・ベンチャー企業を効果的・効率的に育成する新事業支援施策等（ビジネス・インキュベーター等）の整備を促進し、地域における新事業の創出を通じた地域経済の活性化や我が国の製造業の競争力の源泉である基盤的な技術を蓄積、創出、発展させて、地域の産業集積の維持・活性化に寄与することを目的とするとありますし、産地等地域活性化支援事業費補助金によれば、産地等の中小企業者、組合、グループ等が行う製品の開発、販路開拓、人材育成等による企業活動の強化、効率化などを通じ、地域中小企業の振興に寄与することとなっております。

平成18年度において、財団法人山口・防府地域工芸地場産業振興センターが取り組んでおられます中小企業新事業活動事業支援等補助のうちの、産地等地域活性化支援事業による血管病予防機能性食品の開発やマイクロバブルを活用した新事業の展開、検討会などは、非常によい企画だと思っております。当該企画書の中にも、関係機関と協力し、産学・産産連携という言葉も使われております。

ぜひ最初は産学官が気軽に集えるサロン風なものからでも出発し、最終的には高度教育機関とともに研究あるいは実験、そして開発ができる総合的な施設ができることを願っているものでありますが、今後の展開を含めて執行部の御所見をお伺いしたいと存じます。

以上で壇上からの質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 10番、重川議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

市長（松浦 正人君） 私からは、産学官共同による地域ブランドの開発についての御

質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、全国において、その地域のすぐれた地域資源を活用した地域ブランドの創出や、産学官の連携による新たな商品の開発が展開されております。本市におきましても、本年9月、地場産業振興センターにおきまして、産学官連携による新たな商品の開発支援の取り組みといたしまして、議員お話の中にございました経済産業省の産地等地域活性化支援事業を活用した血管病予防機能性食品の開発とマイクロバブルを活用した新事業展開の検討会が開催され、多くの企業の方々の御参加をいただいたところでございます。

血管病予防機能性食品の開発は、山口大学医学部の小林教授の研究でありまして、青魚からとれるEPA（エイコサペンタエン酸）という血流をよくする効果のある脂肪酸を水産練り製品等に添加することで、付加価値のある製品の開発を行おうとするものでございます。また、マイクロバブルは徳山高専の大成教授の研究でありまして、極小の気泡が生物の活性化を促し、水質浄化にも効果があるというもので、適用分野が広いものでございます。これらについて、各分野での製品化に向けて現在検討されているところでございます。

こうした取り組みは、本市におきましても初めての試みであり、これを産学官連携の第一歩として、今後、企業ニーズの調査や情報交換の場を設けるなど、企業の現状や課題を把握し、新商品開発促進や改善支援に向け、さらに拡大、発展させてまいりたいと考えております。

産学官が気楽に集えるサロン風の施設から出発してはどうかとの御提案ですが、議員御指摘のとおり、本市には産学が共同して新技術を開発できるような高度教育機関がございませんので、現時点では環境的には難しいと思われませんが、近隣の高度教育機関との連携を図るなど、今後検討してまいりたいと存じます。

残余の御質問につきましては、教育長よりお答えいたします。

議長（行重 延昭君） 10番。

10番（重川 恭年君） 今、市長の方から取り組みについての姿勢、お伺いいたしました。それで、現在、地場産業振興センターで実施されている新事業展開検討会の現状はどうなっておるのかをお伺いしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 今、市長が御答弁申し上げました検討委員会でございますけれども、実は初めてこういった検討委員会を今年度開催いたしました。

そういった中で、今どうなっているかということなんですけれども、参加者もちょっと

御報告を申し上げたいと思いますけれども、先ほどの市長の答弁にもありました血液云々の新製品開発に適用していくという話と、マイクロバブルの話もあるわけですが、それをセットで検討会を開催いたしまして、企業でいきますと80社程度、御参加がありました。その後、今の山大の先生、また高専の先生等々の企業との面接会という形でのいわゆるフォローアップしていく会議が持たれまして、それには血液云々の方では10社ほど参加をされておりますし、マイクロバブルの方では9社ほど教授との面接を受けていらっしゃいます。

しかしながら、これからそういった新技術がいわゆる商品とか新製品に実用化されていくまでには、かなりちょっと時間がかかろうかと思っております。といたしますのが、新製品に転化していく場合は、いわゆる試作品等々もつくっていく中で試行錯誤も繰り返されるだろうし、また、そういった新開発していった製品の販路の拡大等々も、マネジメントとして考えていかれるようになると思います。そういったことを総合して考えますと、まだまだ幾分か時間が実用化にはかかろうかと思っております。しかしながら、こういった新開発が新製品に転化されていくことはすごく期待を持って見守っていると、そういった状況でございます。

議長（行重 延昭君） 10番。

10番（重川 恭年君） そうすると、やはり御回答の中に企業ニーズの調査、把握あるいは情報交換の場の設定というお言葉があったわけですが、今までそういう企業ニーズの調査とか、あるいは情報交換の場の設定等をなされたことがあるのかどうか、難しいことではあると思うんですけども、お尋ねいたします。

議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

産業振興部長（桑原 正文君） 率直に申し上げまして、市として、今、議員さんがおっしゃいました情報交換の場、また企業ニーズをお聞きするということは行ってはおりません。

議長（行重 延昭君） 10番。

10番（重川 恭年君） 回答の中で、いわゆる産学官連携による施設というものは、なかなかお金がかかって、予算的にもできないだろうと思うわけです。それで、幸いに地場産業振興センターというものがございますので、こういうものを活用してでも、あるいは産学官がその場所で気軽に集えるサロンのようなものから出発したらどうかという御質問をしたわけですが、高度教育機関がないということで、これから検討する、環境的には難しいということがあったわけですが、現在、この地に不足しているものは、そういう高度教育機関あるいは研究機関、こういうものが不足しているんじゃないかというふうに

思っております。

ぜひ企業ニーズの把握、あるいはそういう3者が集まって気軽に話し合う中から、いろんなアイデア、よそから来てもらっても結構だと思いますが、そういう中から隣のここに今、新聞記事を私、持っております。周南でもそういう地域ビジネスブランドができた、あるいは隣の宇部市さんでもできたと、こういう記事も載っております。それから、きょうの、私がとっている新聞ですけれども、福岡の例ですが、これは産と学の連携で薬膳料理ができて、これをまた全国展開していくんだとかという話。そして、これもきょうのことですが、私がかちへ来る、ラジオで聞いたんですけれども、佐賀市だったと思いますけれども、産学官で佐賀のレンコン、これを活用したレンコンアイスというものをつくったと。そして、そのパテントが行政に帰属したというニュースを、これはけさ聞いたんですけれども、ちょっと聞き間違いがあるかもわかりませんが、そうすると、3者の契約がどうなっているのかわかりませんが、また官の方にそのパテント料というか、そういう特許というか、意匠料というか、そういうものが将来的に入ってくるんじゃないかと、こういうふうにも思います。

ぜひ現在、せっかく初めてのことでおっしゃる地場産センターでの、そういういいこともありますので、こういうことをぜひまた気軽なものから入って行って、将来的にはそういう施設で開発ができるように努力していただきたいというふうに要望いたしまして、この項の質問は終わりにしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 次に、（仮称）スクールポリスの配置について、教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

教育長（岡田 利雄君） スクールポリスの配置についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、いじめ問題の対応策としては、児童・生徒等が発するいじめのサインを見逃さないようにして、いじめの未然防止及び早期発見をすることが極めて重要と考えます。

現在、本市では、警察官OBであります少年安全サポーターが山口県警察本部より配置されており、学校訪問や市内巡視等で高い成果を上げております。しかしながら、現在は1名の配置であるため、来年度に向けまして複数配置を要望しているところでございます。

また、いじめのサインを見逃さないための対策の一つとして、児童・生徒及び保護者が気軽に相談できる人材として、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員を市内小・中学校12校に配置しておりますが、未配置校が16校あり、教員以外の専門性を有した相談員の配置が望まれているところでございます。

現在、防府市教育委員会では、いじめ問題の対応策といたしまして、いじめ相談、学校

や家庭への訪問支援等を職務とする、仮称でございますが、生活・安心相談員の複数配置を新規に検討しているところでございます。

議員御指摘のとおり、長年の人生経験、職業経験を積んでおられる方や専門的な知識や経験を有する方々の力を生かすことは、いじめの未然防止や早期発見、早期対応に効果的な対策の一つとして考えられますので、これからも研究してまいりたいと思います。

議長（行重 延昭君） 10番。

10番（重川 恭年君） はい、ありがとうございました。

それで、1点お尋ねしたいんですが、小・中学校で起きている事故あるいは事件、その種類、内容、件数等はどのぐらいあるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 平成17年度の児童・生徒の問題行動等の生徒指導上の諸問題に関する調査の結果によりますと、暴力行為、これが小・中合わせまして61件、それからいじめ、昨日も申し上げましたが48件、それから不登校、これが108件、交通事故、これが42件でございます。

なお、平成18年度第1学期の調査の報告によりますと、いじめについては小学校1件、中学校5件、合計6件の報告がありましたが、どの事案も解消したというふうに報告を受けております。

なお、御理解いただきたいのは、暴力行為というのがこの調査では分けてございまして、対教師暴力、それから同じ学校の中の生徒同士の暴力、それから自分の学校とは違うところの生徒あるいは一般人に対する暴力、それから同じ学校の器物を破損するというものがございまして、一応関連的に申し上げておきます。対教師暴力が18件、それから生徒間の暴力が29件、それから対人暴力、これは1件、それから器物破損、器物の破壊、これが13件でございまして、重大事件に発展するようなことは起こっておりませんが、件数的にはかなりの件数がございまして、

議長（行重 延昭君） 10番。

10番（重川 恭年君） ありがとうございました。

それで、いじめは48件と。それから暴力、不登校、傷害と、こういうものがちょっと200件近くあるわけでございます。それで、これも昨日の同僚議員の質問で出ておりましたけれども、教員だけではなかなか対応が難しい場面も生じるのではないかというふうに思っております。

それで、学校補助員という呼び方が適切かどうかわかりませんが、学校補助員制度として、先ほど御回答にあったスクールカウンセラー、それから子どもと親の相談員、

それから少年安全サポーターと、こういうものがあるという御回答でございました。それから、今後、要求していくというか、検討というか、これが少年安全サポーターというものだというふうな御回答でございました。私が壇上で申し上げたスクールポリス制度と、これは外国にも例があるということでございますが、長年の職歴でそれなりの経験を持たれた、あえて言えば警察OB、こういう者を学校に配置してはどうかというお尋ねでございます。

現在、導入されている少年安全サポーターというものは、警察官OBということで、市内で1名ということでございますので、もう非常にこれは数が少ないんじゃないかというふうに思っております。それで、防府では1名ということでしたがけれども、県内の各市の配置状況というものはどうなっているのか、わかればお教え願いたいと思います。

議長（行重 延昭君） 教育長。

教育長（岡田 利雄君） 少年安全サポーターの配置でございますが、防府市には今、先ほどから申し上げていますように1名の配置でございますが、配置されているのが岩国、それから周南、それから当地防府、それから山口、宇部、下関、萩、この県内7地域に各1名ずつ、合計7名が平成17年度、また、今日も配置されております。

議長（行重 延昭君） 10番。

10番（重川 恭年君） わかりました。各主要都市というか、これに1名ずつ配置されておるということで、御回答の中にありましたように、増員に向けて努力したい、あるいは生活・安心相談員も検討していくということでございますので、ぜひこの防府から、事故も含めて、いじめの問題、またいじめによる自殺者は出さない。出てからでは遅いわけでございまして、壇上でも申し上げました。後からその責任のぬすり合い、だれが悪かったんだ、かれが悪かったんだということにならないように、未然の防止策を強い決意でとっていただきたい。そして、スクールポリスなるものを配置するくらいの気概を持って事に当たっていただきたいということでございます。

それで、参考、例でございますが、一時、皆さん御存じかと思いますが、ニューヨークの地下鉄、これがもう落書きで非常に、もう世界でも一番の落書き、地下鉄だと言われておりました。これも、時の市長が絶対になくすんだという強い決意を持って、現在ではもう世界一快適な地下鉄になっておるということが書物にも書いてございました。その当時、最初に落書きを消す決意をしたときには、賛否両論あったようでございます。しかし、やはり未然防止、強権を持ってやらないといけないということで、この市長は孤立無援だったようでございますけれども、気概を持って事に当たって、現在のような地下鉄になったということも書いてございました。

ぜひそういうことで、この（仮称）スクールポリスという名称がいいのかどうか分かりませんが、ぜひ防府からそういう事件、事故がないようにということを願って、私の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） 以上で、10番議員の質問を終わります。

議長（行重 延昭君） お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

午後 2時40分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成18年12月12日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 藤 野 文 彦

防府市議会議員 山 根 祐 二